

核兵器禁止条約発効:  
新たな核軍縮を目指して

2021年1月 REC-PP-12

**RECNA**  
**Policy Paper**

レクナ ポリシーペーパー



Research Center for  
Nuclear Weapons Abolition,  
Nagasaki University(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

# 核兵器禁止条約発効： 新たな核軍縮を目指して

2021年1月 REC-PP-12

吉田 文彦	センター長・教授
中村 桂子	准教授
広瀬 訓	副センター長・教授
西田 充	客員准教授
黒澤 満	顧問
鈴木 達治郎	副センター長・教授
(執筆順)	

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するものではありません。



2020年10月24日の核兵器禁止条約発効確定を受け、長崎市役所本館横の電光掲示板には、発効までの残り日数を示すカウントダウンが点灯された。(提供：長崎市)

## はじめに

それはあまりに素晴らしい輝きで、まぶし過ぎたのだそうだ。

レイキャビクでの首脳会談（1986年）で、レーガン米国大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長が核廃絶合意寸前まで折り合った。事前の予想をはるかにこえた、かつて例をみないほどの交渉の進展だった。だが、米国側の大がかりなミサイル防衛研究開発計画をめぐる溝を埋めきれず、最終合意は幻に終わった。

レイキャビクに同行したソ連中枢に近い人物は後日、その時の二人の首脳の心境をこう解説していた。両首脳は、突如、地平線の向こうで、太陽が光（核廃絶の合意）を放つのを見た。無論、二人ともその光を目指していたわけだが、予想外に急に、しかもあまりにまばゆい輝きだったので、そこですぐに光をつかみとる準備ができていなかった――。

あの時、地平線の向こうに姿を消した光が、また輝きを取り戻そうとしている。核兵器禁止条約（TPNW）が発効し、私たちは核兵器を違法化する多国間条約のある時代を迎える。核保有国や核の傘国はこの条約に背を向けたままであり、当面は、「核抑止に依存しない非核国」が参加する条約にとどまる。だが、作家の佐藤優さんはこう強調している。

「シニシズム（冷笑主義）に陥ってはいけない。それこそ、冷戦時代に米ソが中距離核戦力（INF）全廃条約を結んだ時も、できるはずないとみんな言っていたわけですから。あるタイミングで、ずっとできる時がある。歴史の一種の巡り合わせがあるんです」<sup>1</sup>

今度は光を引き寄せ、タイミングを見逃さずに、しっかりと私たちのものにしなければいけない。TPNW 発効はそこに向けた新たな出発点である。

そんな歴史的な変曲点に立つ今、TPNW について考えるべきことを、このポリシーペーパーでまとめることにした。目次（次頁）にあるように、6本の論考で構成されている。TPNW を通じて、核廃絶へと近づいていくには何が必要なのか。何を活かしていけばいいのか。思考や議論を重ねて、解や一致点を模索していく挑戦の始まりである。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）

センター長・教授 吉田 文彦

---

<sup>1</sup> 副島英樹「核禁を冷笑するな、ずっと変わる日は来る 佐藤優さん」、朝日新聞デジタル、2020年12月11日

[https://digital.asahi.com/articles/ASND83V1GND1PLZU00W.html?\\_requesturl=articles%2FASND83V1GND1PLZU00W.html&pn=5](https://digital.asahi.com/articles/ASND83V1GND1PLZU00W.html?_requesturl=articles%2FASND83V1GND1PLZU00W.html&pn=5)

## 目 次

はじめに	・・・	吉田 文彦	
略語集			
第1章 核兵器禁止条約：第1回締約国会合に向けた課題	・・・	中村 桂子	1
第2章 核兵器禁止条約における被害者援助の意義と展望	・・・	広瀬 訓	9
第3章 米バイデン新政権の核政策	・・・	西田 充	16
第4章 核兵器禁止条約と核不拡散条約	・・・	黒澤 満	26
第5章 パンデミックと核軍縮	・・・	鈴木 達治郎	33
第6章 被爆地の新たな役割：「人類の安全保障」のためのネットワークハブに	・・・	吉田 文彦	40
資料			49
著者紹介			56

## 略語集

AI	Artificial Intelligence	人工知能
ABM	Anti-Ballistic Missile	弾道弾迎撃ミサイル (条約)
BWC	Biological (Toxic) Weapons Convention	生物 (毒素) 兵器禁止条約
CCM	Convention on Cluster Munitions	クラスター弾条約
CCW	Convention on Certain Conventional Weapons	特定通常兵器使用禁止削減条約
CTBT	Comprehensive Test Ban Treaty	包括的核実験禁止条約
CVID	Complete, Verifiable and Irreversible Dismantlement	完全かつ検証可能で不可逆的な非核化
CWC	Chemical Weapons Convention	化学兵器禁止条約
FMCT	Fissile Material Cutoff Treaty	兵器用核分裂性物質生産禁止条約
JCPOA	Joint Comprehensive Plan Of Action	包括的共同作業計画
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICAN	International Campaign to Abolish Nuclear Weapons	核兵器廃絶国際キャンペーン
ICBM	Inter-Continental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
INF	Intermediate-range Nuclear Forces	中距離核戦力 (全廃条約)
IPNDV	International Partnership for Nuclear Disarmament Verification	核軍縮検証のための国際パートナーシップ
MBT	Mine Ban Treaty	対人地雷禁止条約
MD	Missile Defense	ミサイル防衛
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NFU	No First Use	第一 (先行) 不使用
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NNSA	National Nuclear Security Administration	国家核安全保障局
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NPT	Nuclear Non-Proliferation Treaty	核不拡散条約
NWFZ	Nuclear Weapon Free Zone	非核兵器地帯
OPCW	Organization for the Prohibition of Chemical Weapons	化学兵器禁止機関
RRW	Reliable Replacement Warhead	高信頼性代替核弾頭
SALT	Strategic Arms Limitation Treaty	戦略兵器制限条約 (交渉)
SLBM	Submarine Launched Ballistic Missile	潜水艦発射型弾道ミサイル
SLCM	Submarine Launched Cruise Missile	海洋発射型巡航ミサイル
SORT	Strategic Offensive Reductions Treaty	戦略攻撃能力削減条約
START	Strategic Arms Reduction Treaty	戦略兵器削減条約
TPNW	Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons	核兵器禁止条約
UNODA	UN Office for Disarmament Affairs	国連軍縮局

## 第1章 核兵器禁止条約：第1回締約国会合に向けた課題

中村 桂子

### はじめに

2020年10月24日、50カ国目となるホンジュラスの批准書寄託を受け、核兵器禁止条約（TPNW）の発効（2021年1月22日）が確定した。「核兵器使用の壊滅的な人道上的影響を焦点化した世界的運動の集大成」であり、「核兵器全面廃棄への価値あるコミットメント」と称賛した国連のグテーレス事務総長<sup>2</sup>をはじめ、2017年7月の採択からおよそ3年半を経た発効確定に世界各地から歓迎の声が相次いだ。他方、米国を筆頭とする9つの核保有国、ならびに「核の傘」下の国々はTPNW参加に引き続き背を向けており、条約の実効性に対する根強い懐疑的見方の論拠となっている。

今後、条約に対する各国の姿勢に少くない影響を与えると考えられるのが、条約第8条2項に基づき、発効後1年以内に国連事務総長が招集して開催される第1回締約国会合である。本稿は、第1回締約国会合の議論を見据えて、とりわけ核保有国および「核の傘」国家の将来的な条約加入を促す上でカギとなるであろう、いくつかの重要課題について考察するものである。また、締約国会合には、条約非締約国もオブザーバーとして招待されることから、これらの役割についても検討を試みる。

### 1. 締約国会議の目的と意義

締約国会議の目的について、条約第8条1項は、次のように定めている<sup>3</sup>。

締約国は、この条約の関連規定に従って、この条約の適用又は実施に関する次の事項を含む問題について検討するため及び必要な場合には決定を行うため、並びに核軍備の縮小のために更にとるべき措置に関し、定期的に会合する。

(a) この条約の実施及び締結状況

(b) 核兵器計画の検証された、期限が定められた、かつ、不可逆的な廃止のための措置（この条約の追加的な議定書を含む。）

---

<sup>2</sup> United Nations, “UN Secretary-General's Spokesman - on the occasion of the 50th ratification of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” October 24, 2020, <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2020-10-24/un-secretary-generals-spokesman-the-occasion-of-the-50th-ratification-of-the-treaty-the-prohibition-of-nuclear-weapons>

<sup>3</sup> 条文の日本語訳は外務省仮訳を使用した。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>

(c)この条約の規定に基づくその他の事項及びこの条約の規定に合致するその他の事項

TPNW は、核兵器使用のもたらす圧倒的な非人道的結末に鑑み、二度と使用されないためには禁止し、廃絶するしかないという国際規範の確立を優先目的に据えた条約であり、その交渉過程においても議論を長引かせず、速やかな採択が目指されたという経緯がある<sup>4</sup>。こうした条約の成り立ちは、後述する検証制度の問題を含め、条約の重要条項について交渉会議の中で十分な議論が尽くされておらず、各所に不備や文言の曖昧さが残されているとの厳しい批判と表裏一体の関係をなしてきた。それは核保有国や「核の傘」国家にとって反対を続ける上での格好の論拠となるだけでなく、スウェーデン<sup>5</sup>、スイスなど「中間派」の国々や、条約支持の姿勢は示しているものの未だ署名・批准に至っていない国々が二の足を踏む要因の一つともなってきた。

来る第1回締約国会合<sup>6</sup>においては、TPNW にいっそう強固な実効性、妥当性、正当性を与えるべく、こうした不備や曖昧さの解決に向けた議論が進展することが期待される。それは同時に、今後の条約締約国拡大に向けた大きな貢献となるものである。一度の会合で結論がでないことも当然ありうるが、この第1回会合が、今後の TPNW プロセッサ―原則として2年毎の締約国会合および6年毎の検討会議が繰り返される―の方向性を一定程度示すものになることは間違いない。公式あるいは非公式の専門家委員会や諮問委員会の設置など、会議間における活動についても決定がなされると考えられる。そのような決定が今後の TPNW の方向性や核軍縮全般に影響をあたえうる。

以下、締約国会議の重要課題として、条約の普遍化、検証問題、条約の解釈をめぐる問題の3つについて検討する。

## 2. 条約の普遍化

---

<sup>4</sup> TPNW の条約交渉の経緯や条約の内容、意義については、RECNA Policy Paper No. 6 「核兵器禁止条約採択の意義と課題」（2017年8月）を参照のこと。[https://nagasaki-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=2488&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://nagasaki-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2488&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

<sup>5</sup> 2019年7月12日、スウェーデンのウォールストローム外相は、専門家を交えた国内議論の結果として、スウェーデンが当面 TPNW に署名しない意向であることを発表した。ただし今後の TPNW をめぐる国際議論を注視するとしており、オブザーバーとして TPNW の議論に関与していくとの意向も明らかにした。

<https://www.government.se/articles/2019/07/the-governments-continued-work-for-nuclear-disarmament/>

<sup>6</sup> 2021年12月のウィーン開催が検討されているとの国連軍縮担当上級代表の中満泉事務次長の発言が報道されている。2020年12月17日、長崎新聞。

TPNW を推進する非核兵器国や国際 NGO が繰り返し強調するのは、条約の持つ規範的効果への期待である。すなわち、核兵器を「国際法違反の非人道兵器」と明確に位置付けた条約の誕生により、同兵器の使用や保有が非正当化（delegitimize）され、核保有国や「核の傘」国家に対する圧力が強まり、国際的な核軍縮の促進に繋がる、という考え方である。このような規範的効果を高める上では、締約国の一層の拡大、そして普遍性の達成に向けた努力を強化し、核兵器禁止が名実ともに「世界の声」であると示すことが不可欠となる。条約第 12 条はこの点について締約国の努力を求めている。

それでは現状はどうだろうか。2021 年 1 月 10 日現在、TPNW の署名国は 86 カ国、批准国は 51 カ国である<sup>7</sup>。核保有国及び「核の傘」国家のいずれもが署名、批准していないことは既に述べた通りであるが、核兵器依存政策をとらない非核兵器国がおよそ 150 カ国存在することを考えると、51 カ国の批准はその約 3 分の 1 に過ぎず、普遍性の達成には遠い。

また、表 1 が示すように、条約の署名・批准国の分布をみると、地域的な偏りが顕著であることがわかる。北米（米国、カナダ）は言うまでもないが、北大西洋条約機構（NATO）加盟国を多く含む欧州や、不安定な情勢を抱える中東において署名・批准が伸び悩んでいる。

表 1. 地域別の署名国・批准国数/割合（2021 年 1 月 10 日現在）（割合は四捨五入）

地域	国の数	署名国数（割合）	批准・加入国数（割合）
アジア	21	13（62%）	6（29%）
大洋州	16	7（44%）	9（56%）
北米	2	0（0%）	0（0%）
中南米	33	26（79%）	19（58%）
中東	16	1（6%）	1（6%）
アフリカ	54	32（59%）	10（19%）
欧州	54	7（13%）	6（11%）

署名・批准国の出典は国連軍縮局（UNODA）ホームページ

<http://disarmament.un.org/treaties/t/tpnw>

しかしながら、条約採択時に 122 の非核兵器国が賛意を示し、その後に出された条約推進を謳った国連総会決議においてもほぼ同数の賛成票が繰り返し投じられてきた経緯に照らせば、署名・批准国を国連加盟国の多数派へと広げることは現実的な目標と思われる。事実、オーストリアやメキシコらが 2017 年以來、提出を続けている国連総会決議「核兵器禁止条約」は、2020 年 12 月 7 日の本会議にて賛成 130、反対 42、棄権 14 の賛成多数で採択

<sup>7</sup> United Nations Office for Disarmament Affairs, “Disarmament Treaties Database,”

<http://disarmament.un.org/treaties/>

された (A/75/399) <sup>8</sup>。賛成票を投じた国の中には、イランなど条約に未署名・未批准の中東国家も多く含まれている。

締約国会合においては、こうした国々に早期の署名・批准を促す具体的な方途が議論されることになるだろう。議会承認のため批准には往々にして時間がかかるものであるが、とりわけコロナ禍によって核問題の優先度が各国において下がるとみられる中、速やかな批准達成には国内外、とりわけ同じ地域に属する諸国からの強力な後押しが肝要であろう。TPNW 採択に向けて重要な役割を担った非核兵器地帯 (NWFZ) の枠組みを活用することはその有効な手段となる。すでに NWFZ を設置しているラテンアメリカ、南太平洋、アフリカ、東南アジア、中央アジアの各地域には、それぞれが結んだ非核兵器地帯条約の遵守を確保し、地帯内国家の協議を促進するための地域機構が存在する。加えて、一国非核地帯地位を宣言しているモンゴルを含めた NWFZ 条約締約国・署名国会合<sup>9</sup>を通じて、地域間の「横の連携」を強化してきたという歴史もある。

もちろん条約普遍化を進める動きに対しては、核保有国からのさらなる反発も予想される。事実、条約の発効確定が時間の問題とみられていた 2020 年 10 月 22 日、米国が TPNW 批准国に条約脱退を求める書簡を送っていたことが報道された<sup>10</sup>。米国政府発の書簡は、「(条約は) 検証並びに軍縮に関して時計の針を過去に戻し、(核不拡散条約 (NPT)) を危険にさらすもの」と断じ、「(締約国は) 戦略上の間違いを犯している」と批准書あるいは加入書の取り下げを要求したという。第 1 回締約国会合の参加 (オブザーバー参加を含め) をめぐっても、それを断念させようとの核保有国からの干渉が今後いっそう強まることは十分考えられる。こうした圧力に抗う上でも非核兵器国間の横の連携はますます重要な意味を持つものとなるだろう。

### 3. 検証問題

冒頭に記した条約第 6 条 1 項 (b) にあるように、第 1 回締約国会合から詰めていくべき中心的議題の一つが、核軍縮検証に関する具体的な制度の確立である。条約は第 4 条において、現在核兵器を保有する国が条約に参加をする際の手順を規定しているが<sup>11</sup>、当該国の

---

<sup>8</sup> 投票結果の一覧は以下で見ることができる。

<https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com20/votes-ga/399DRII.pdf>

<sup>9</sup> 会合は 2015 年 4 月までに 3 回にわたって開催された。2018 年 12 月 5 日に採択された国連総会決議 73/71 により 2020 年 4 月の第 4 回会合が決定していたが、コロナ禍による NPT 再検討会議の延期に伴い未開催である。[https://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/73/71](https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/73/71)

<sup>10</sup> Edith M. Lederer, “U.S. urges nations to withdraw from UN nuke ban treaty,” Associate Press, October 22, 2020. <https://apnews.com/article/nuclear-weapons-disarmament-latin-america-united-nations-gun-politics-4f109626a1cdd6db10560550aa1bb491>

<sup>11</sup> 核保有国が参加する際の道筋として、条約は、核兵器を「廃棄してから加入する」(第 4 条 1 項)、

核兵器が廃棄されたことを検証する役割を担う機関については、「権限のある国際的な当局」(competent international authority) と具体的に名指しせず、その指定については今後の締約国間の議論にゆだねるという形をとっている。

「権限のある国際的な当局」について、NPT の検証措置を担う国際原子力機関 (IAEA) はその候補の一つではある。しかし IAEA の主任務は民生用核分裂性物質や核施設の軍事転用を防ぐための監視であり、TPNW の求めるような配備・備蓄の核弾頭を含む核兵器計画 (及び核兵器関連施設) の不可逆的廃棄については知見・経験を有していない。

「権限のある国際的な当局」の在り方に関して様々な提案がなされているが、たとえば Patton、Philippe & Mian は、IAEA や包括的核実験禁止条約 (CTBT) 機関といった既存の組織に政治的、技術的、制度的限界があることを認識した上で、条約の履行・検証努力を支援する新しい組織を作ることを提案している<sup>12</sup>。

どのような形が模索されるにせよ、一度の会合で結論の出るような性質のものではないため、第 1 回締約国会合で専門家委員会や諮問委員会の設置が決定され、その報告をもって協議を継続するといった形がとられるのではないだろうか。

いずれにしても、締約国のすべてが非核兵器国である現状において、核軍縮検証制度の在り方をめぐる議論には決定的な限界があることは言うまでもない。一方、検証の具体的方法や技術の開発に関しては、米国主導で 2014 年に始動した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」<sup>13</sup>をはじめ、国際社会には、核兵器国と非核兵器国が協働する取り組みの実績がすでにある。こうした経験を十分に活用するためにも、核軍縮検証に関する知見を有する核兵器国、さらにはノルウェーやスウェーデンなど関連研究に深く携わってきた非締約国がオブザーバーとして締約国会合に参加し、議論に実質的に関与していくことが極めて望ましい。

TPNW における核軍縮検証議論の前進は、条約の実効性や妥当性を大きく高めるものとなるだけでなく、国際的な核軍縮に向けた実質的な貢献も期待できる。検証に関する議論は、NPT の重要議題である北朝鮮非核化における検証や、交渉開始が長年待たれている兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の検証をめぐる議論の進展にも大きな示唆を与えうるからだ。さらに言えば、核軍縮検証問題で TPNW 締約国と非締約国が協力関係を築き、経験や知見を共有できれば、それはまさに NPT と TPNW との相互補完・補強関係の確立に向けたプラットフォームづくりの一環となり、現在の国際社会に横たわる各国間の深い溝

---

「加入してから廃棄する」(第 4 条 2 項)の二通りを示している。

<sup>12</sup> Patton, Tamara, Philippe, Sebastien & Mian, Zia, “Fit for Purpose: An Evolutionary Strategy for the Implementation and Verification of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, doi: 10.1080/25751654.2019.1666699, pp.387-409

<sup>13</sup> 外務省によれば、IPNDV 関連会合には、これまで米国、英国、フランスの核兵器国の他、日本、オーストラリア、ベルギーなど 25 カ国及び欧州連合 (EU) が参加している。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac\\_d/page22\\_002633.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page22_002633.html)

を埋めていくことにも繋がること期待できる。

### 3. 条約解釈をめぐる問題

核軍縮を進めるにあたって、特定の用語に対する国家間の解釈の相違が大きな障害となることがしばしばある。TPNW の交渉過程においても、条約に含まれる用語の定義や範囲をめぐる各国の解釈には相当の隔たりが見受けられた。第 1 回締約国会合においては、こうした条約解釈における曖昧性の解消に向けた議論も行われると考えられる。とりわけ条約第 1 条に盛り込まれた禁止事項、とりわけ NPT や CTBT で定められていない禁止事項について定義や範囲を明確にすることは、締約国の遵守確保の観点においても、また、核保有国ならびに「核の傘」国家に条約参加を働きかける上でも、死活的重要な意味を持つからである。

中でも、その解釈をめぐる今後も論争が続くであろう箇所が、保有、開発、使用など条約が禁止する核関連活動への「援助 (Assisting)」「奨励 (Encouraging)」「勧誘 (Inducing)」の禁止条項である (第 1 条 1 項 (e))。締約国と核保有国の関係において、この条項がいかなる行為を禁止し、あるいは認めるのかといった問題は、とりわけ核保有国との軍事同盟関係ある国家の参加を想定した議論に大きくかかわるものである。

交渉会議においてこれらの文言をめぐる懸念はすでに指摘されていた。NATO 加盟国の一つであり、「核の傘」国家の中で唯一参加したオランダは明確な用語の定義を求め、シンガポールなどからも不明瞭さを指摘する声が上がった。スイスはこの項目全体の削除を求めた。しかし結局これらの文言はそのまま残され、禁止の範囲にどういった活動が含まれるのかは明らかにされなかった<sup>14</sup>。また、一部の国が明示的な禁止を求めた核兵器搭載艦船・航空機の通過や、核兵器製造への融資などの経済活動に関しても、それらが第 1 条 1 項 (e) の範囲に含まれるか否かについては各国に解釈の余地が残された<sup>15</sup>。

なお、TPNW には核保有国との軍事同盟そのものを禁止する条項はない。交渉会議において、オーストリアらは「援助」「奨励」「勧誘」は相手の違法行為への積極的な援助目的でなされる措置を指すものであり、核保有国との軍事同盟に入っているとの事実のみでは禁止に該当せず、締約国であっても核保有国との軍事演習やその他軍事活動の計画や実施に参画することは可能であるとの見解を強調した<sup>16</sup>。しかし、現在核保有国に配備されている核搭載能力のある運搬手段の多くが通常兵器と核兵器の両用に対応するものであり、今後ともそうした傾向が継続することを踏まえれば、核保有の同盟国との共同軍事作戦計画・演習

---

<sup>14</sup> Stuart Casey-Maslen, *The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Commentary*, Oxford Commentaries on International Law, Oxford University Press, 2019, pp.154-158.

<sup>15</sup> 融資に関する明示的な禁止を提唱してきたキューバは、自国の条約批准書寄託に際し、第 1 条 1 項 (e) の禁止条項には融資が含まれるとの見解にあらためて言及した。

<sup>16</sup> Casey-Maslen, pp.163-166.

への参加や航空機や艦船の通過問題といった諸活動が「援助」「奨励」「勧誘」の禁止に抵触するか否かの見極めは今後ますます難しくなっていくと考えられる。また、オーストラリアにある米豪共同運営基地の例のように、「核の傘」国家の一部は米国核兵器計画にかかわる情報・軍事施設の自国内配置を容認しており、これが「援助」の禁止への違反に当たりうるとの指摘もあるが<sup>17</sup>、これも同様に線引きが難しい問題である。こうした問題への対処としては、「核の傘」国家が TPNW に署名・批准する際に、核兵器作戦にかかわらないとの政治宣言を行うなどの明確な線引きが必要になるとの指摘もある<sup>18</sup>。

このほかにも、禁止の範囲について各国間に明確な合意が存在しないのが、第 1 条 1 項 (d) の「使用すると威嚇」である。核保有国のどのような行動を威嚇とみなされるのか。また、同様に定義が示されていない「開発」や「実験」の禁止<sup>19</sup>についても、そこに含まれるべき活動の範囲、さらにはそうした活動に対する検証の在り方について締約国からは疑問が呈されている。

今後の締約国会合においては、こうした各条項の曖昧性を排除し、締約国に条約遵守を求める際の共通認識を確立する努力が進められていくだろう。

## おわりに

核兵器禁止の規範強化を狙った TPNW は、50 カ国の批准という「低いハードル」を設置することで、速やかな条約発効を実現することに成功した。つまり、まもなく迎える条約発効とは、条約がその目指すところに向かう最初のチェックポイントにしか過ぎないといえる。締約国は、締約国会合を軸とした TPNW プロセスを通じて、条約の曖昧さを排除し、不備・不足を補うことで条約の実効性・妥当性を高め、核兵器禁止を真の意味で世界の共通規範にすべく、これから長い道りを歩んでいくことになる。

来る第 1 回締約国会合では、条約をめぐる最大の難問と言える核軍縮検証の在り方をめぐって議論がスタートする。問題の解決に向けては、条約の非締約国を含めた、核保有国と非核保有国の協力が不可欠となる。それは TPNW の強化という目的に資するだけでなく、NPT が掲げる国際的な核軍縮・不拡散の強化に繋がるものであり、NPT と TPNW の 2 つのプロセスが並走する時代において、両者の相互補完・補強関係を確立していく極めて有益な取り組みとなる。核を持つ国、持たざる国の間の深い溝に橋渡しする役割も担うものとな

---

<sup>17</sup> Richard Tanter, "Hope Becomes Law: The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons in the Asia Pacific Region," A Working Paper prepared for the 75th Anniversary Nagasaki Nuclear-Pandemic Nexus Scenario Project, October 31-November 1, and November 14-15, 2020.

<sup>18</sup> 川崎哲「核兵器の終わりが始まった：核兵器禁止条約発効の意味」『世界』2020年12月、29頁。

<sup>19</sup> 「開発」をめぐるのは、「設計」や「研究」の段階が含まれるのか、また、「実験」については、未臨界核実験やコンピューターシミュレーションのような非爆発実験を含むあらゆる核実験が対象であるかといった点について明確な合意が存在していない。

る。

こうした観点から、締約国会合の議論にいかにか非締約国を巻き込んでいくかがカギとなる。単なるオブザーバー参加の要請にとどまらず、実質的な議論に関与させることが肝要だ。そのためにも会議を招集する国連事務総長は、条約締約国との協議の下、実質的な議論への関与を期待するメッセージとともに、第 1 回締約国会合への招待状を可能な限り早期に発出するべきである<sup>20</sup>。

核保有国からのオブザーバー参加の実現にはハードルが高いことは言うまでもないが、2014 年 12 月にウィーンで開催された 3 回目の「核兵器の非人道性に関する国際会議」に米国ら核保有国の政府代表の参加が得られたように、締約国会合に向けた準備段階において、あるいは会合間の期間において、核軍縮検証や被害者支援といった特定のテーマで専門性の高い国際会議に参加を呼び掛けるなど、核保有国の関与に道筋をつけるような工夫も考えられるだろう。

「核の傘」国家のオブザーバー参加に向けては、何よりも市民社会からの強い働きかけが必須である。2017 年の TPNW 交渉会議に「核の傘」国家が出席を拒む中、自国の参加を求める国内世論の高まりとそれを受けた国会決議採択を経て、会議参加を実現させたオランダの先例がある。

締約国会合の実質的議論において、日本が貢献できる範囲は間違いなく広い。とりわけ、第 2 章「核兵器禁止条約における被害者援助の意義と展望」で論じられている被害者援助の分野において、広島、長崎、そして福島の実験を持つ日本には比類なき経験・知見の積み重ねがある。当面において TPNW に署名・批准することは難しいという政府の判断であっても、重要課題の前進に向けて役割を果たすことは十分に可能である。

---

<sup>20</sup> 2021 年 1 月 7 日の記者会見で、菅義偉総理大臣は、TPNW への署名の意図についてあらためて明確に否定したが、締約国会合へのオブザーバー参加については「慎重に見極める必要がある」と態度を保有した。[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2021/0107kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0107kaiken.html)

## 第2章 核兵器禁止条約における被害者援助の意義と展望

広瀬 訓

### 1. 人権人道条約としての TPNW

2021年1月に発効した核兵器禁止条約（TPNW）は法的に核兵器を全面禁止することを規定した画期的な条約であり、核軍縮の法的な枠組みの到達点を示すものである。この TPNW の成立にあたっては、核兵器に関する人道アプローチを推進する国々および市民社会が主導的な役割を果たしてきたことはよく知られている。その背景、および人道的な見地からの核爆発の被害者の援助に関する条項の存在を考えると、TPNW は核兵器を禁止するという軍縮条約であると同時に国際人道法の一つとみなすべきであろう。実際に TPNW の前文にも国際人道法および人権法への言及があり、条約の起草においては国際人道法と人権法の文脈を意識していたことがうかがえる。

人道的な見地からの軍縮の促進においては、①非人道的な兵器の使用による犠牲者の発生の完全な防止、つまり非人道的な兵器の全面禁止、②非人道的な兵器の被害者への支援と救済の提供、および③各国の協力を通しての目的の達成、が三本柱となっている<sup>21</sup>。言うまでもなくこの中で TPNW がまず目的としているのは核兵器による被害者の発生の完全な防止、つまり核兵器の全面禁止である。TPNW はまずこの核兵器の全面禁止が注目されるが、被害者の援助と環境の回復も重要な柱だということは見落としてはならない<sup>22</sup>。TPNW が単なる軍縮条約ではなく、人道的な軍縮条約である最大の特徴はむしろその被害者救済と被害の回復に関する充実した規定にあると言っても良い<sup>23</sup>。さらに言えば、まず被害者の救済と被害の回復に重点を置いたアプローチは今後の国際人道法、人権法の発展にとっても極めて有意義な示唆に富むものだともいえるだろう。ここでは、その TPNW の被害者の救済と被害の回復に関する規定について国際人道法、人権法の観点から概観する。そして、TPNW が核兵器の禁止を法的に宣言することを先行し、具体的な実施に関する検証規定等については将来的に決定するという「枠組み」的な性格を持つことも念頭に<sup>24</sup>、年内にも開

---

<sup>21</sup> Singh, Nidhi, “Victim Assistance under the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: An Analysis,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, 2020, VOL. 3, NO. 2 pp.265-266

<sup>22</sup> Docherty, Bonnie, “From Obligation to Action: Advancing Victim Assistance and Environmental Remediation at the First Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, 2020, VOL. 3, NO. 2, p.255

<sup>23</sup> Singh, p.266

<sup>24</sup> 小溝泰義「意外と知らない『核兵器禁止条約』」一般社団法人霞関会 2020年12月24日  
<https://www.kasumigasekikai.or.jp/%E6%84%8F%E5%A4%96%E3%81%A8%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%AA%E3%81%84%E3%80%8C%E6%A0%B8%E5%85%B5%E5%99%A8%E7%A6%81%>

催されるであろう第 1 回の締約国会議を含め、将来的に被害者援助と被害の回復についてどのように取り組みを進めていくべきかについて、主に国際的な人権の保障という観点から考えてみたい。

## 2. 被害者への援助と環境の回復

TPNW ではまず第 6 条 1 項において、締約国が自国の管轄下にある核兵器の使用あるいは実験によって被害を受けた人に対し、国際人道法および国際人権法に従って差別なく援助を提供し、社会に参加できるように取り組むべき義務を規定している。また 2 項では同様に締約国に対し自国の管轄下にある核爆発で汚染された地域の環境を修復する義務を規定している。これらの規定は、2010 年に発効したクラスター弾条約 (CCM) の先例に倣うものであり、まず一義的には各締約国に自国の管轄下にある被害者の救済および汚染地域の修復の責任を負わせるものである<sup>25</sup>。

さらに第 7 条 4 項では、すべての締約国が自国の管轄下でない核爆発の被害者に対しても可能な範囲で援助を提供する旨を規定している。CCM では、援助の提供は他の締約国が被害者支援を行うにあたって、可能な範囲で支援を行うとされており<sup>26</sup>、あくまでも締約国間での支援が前提となっているのに対し、TPNW では支援の対象を「被害者」と明記しており、状況によっては締約国が他国の管轄下にある被害者に対してより直接的に支援を提供する余地があると解釈することも不可能ではないだろう。この点では TPNW は従来の軍縮条約や国際人道法よりもさらに被害者の救済を重視した条文になっていることができる。

さらに TPNW では、第 7 条 6 項において、核爆発を実施した国に対し、被害者に対する援助および環境の回復のために、被害・影響を受けた国に対し十分な援助を提供する責任を負わせている。これは被害を発生させた国に対し補償を求めるものであり、一見すると当然の規定のように思える。しかし、従来の国際人道法においては、被害者の支援は一義的には自国の管轄下に被害者を抱える国の責任であり、被害を発生させた国の責任ではないという奇妙な原則の下で、「加害国」の援助の義務には言及しないのが一般的であり、この条項は加害国の当然の義務に明示的に言及するという、国際人道法としては画期的な内容となっている<sup>27</sup>。

## 3. 被害者中心のアプローチ

---

[E6%AD%A2%E6%9D%A1%E7%B4%84%E3%80%8D/](#)

<sup>25</sup> Singh pp.268-269

<sup>26</sup> CCM 第 6 条 7 項参照。

<sup>27</sup> Dunworth, Teresa, “Humanitarian Disarmament: An Historical Enquiry,” Cambridge University Press, 2020, p.209

国際法は、複数の国家の間で締結される、強制力を持った国際的な合意、協定のことであり、基本的には条約を締結した国家間での権利・義務関係を定めるものである。従ってその内容としては締約国に一定の権利を与えると同時に一定の義務を課すものとなっている。しかし、例外的に国際人権法と呼ばれる、国際的にすべての人間に対し基本的な人権を保障するための一連の条約においては、国家に対し自国の管轄下にある個人に対して人権を保障する義務を課すものの、権利は締約国ではなく、個人に与えられる形になっている。これは「人権保障」という条約の目的に照らせば当然の構造である。このような考え方は、しばしば「人権に基づくアプローチ」(rights-based approach)と呼ばれている。TPNWも「被害者」に対する援助を規定しており、その点からすれば、「人権に基づくアプローチ」という特徴を備えた国際人権条約だとみなすことができる<sup>28</sup>。

ところが国際人権法は、この「人権に基づくアプローチ」を採用しているために国家の権利・義務という観点からはバランスが取り難いという問題がある。通常の条約のように国家の権利と義務を定めているのではなく、個人の権利と国家の義務を定めているために、国家にとっては一方的に義務のみを課されている形になってしまうのである。そもそも基本的人権というものは、専制君主の下で、国家権力の横暴に対抗するための概念として生まれてきた。そういった歴史に照らせば、それが国際社会で定められたルールであっても、人権に関する条約が各国の国内法と同様に国家権力を規制する性格を持つこと自体はむしろ当然だと考えるべきであろう。問題は国家がその義務を怠った場合、つまり自国の管轄下において国際人権法が定める基準に基づく人権を保障できない場合、他国に直接被害を与えたわけではないのに、その責任を追及され、国際的な批判の対象になるということである。

国際人権法が各国に要求するものが消極的な人権の保障、つまり国家による思想や信条、表現の自由のような個人の自由権の保障の場合、条約の履行に必要なのは国家権力による個人の領域の侵害の停止であり、それは各国の裁量により実現することができる。逆の言い方をすれば各国が自国の努力で実施する以外に保障の方法はなく、国際社会は各国に権利の保障を要求するというアプローチをとることになる。しかし、積極的な人権保障、つまり最低限の生活水準の保障や医療サービス、教育の機会の提供などの社会的・経済的な権利の保障の場合、特に経済力のない開発途上諸国は経済的、物理的に国際的に要求される水準の保障を提供することが不可能な場合も珍しくない。結果として多くの開発途上諸国は、「国際的な基準」として自力では達成が困難な人権の保障を要求されながら、その実現のために必要な国際的な協力は期待できないというジレンマに対して不満を表明し、それが特に1980年代以降のいわゆる第三世代の権利、発展の権利、連帯の権利という、「集団的な人権」という主張につながったという側面があった<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> Singh, p.272

<sup>29</sup> 広瀬 訓 「発展の権利から人道支援権へ」 横田洋三／山村恒雄編 『現代国際法と国連・人権・裁判』 国際書院 2003年 217-219頁

この「集団的な人権」という考え方は、個人に国際的に規定されたレベルの、特に社会・経済的な権利を保障するためには、その能力を持たない国家が国民の代表として国際社会、特に先進工業諸国に対して「人権」を理由に必要な援助を要求できるとするものであった<sup>30</sup>。これは基本的人権という観点からすれば、個人の人権を国家が代行して行使できるとする奇妙なものであった。これは国際社会における人権に対する取り組みが進む一方、それに対応するために必要な社会・経済的な発展を進めることが現実にはできなかった開発途上諸国の苦肉の策であったと言っても良いであろう<sup>31</sup>。そしてこの締約国に積極的な人権保障の義務を課す「人権に基づくアプローチ」は TPNW の被害者援助にも採用されている。つまり、この一義的に自国の管轄下にある人々に保障を提供する義務を国際的に負わされながら、そのために必要な協力を国際的に得られる見通しがあやふやだというジレンマが TPNW の締約国にも発生する可能性は高いと言わなければならない。特に核実験の被害を受けた国々の多くは、それによって影響を受けた人々と環境の修復を行う責任を負わされているにもかかわらず、自力で適切な援助を提供できるだけの経済的、技術的な能力を持っているかどうか疑問である。例えばマーシャル諸島は米国の核実験により深刻な影響を受けているが、TPNW を批准した場合、条約上の義務として核実験で影響を受けた人々への援助と実験に使われた区域の環境の修復の一義的な責任を負うというのは、大変な負担になることは間違いない。それに対し他の締約国からの具体的な協力がどの程度得られるのか、確信が持てないというのは大きなマイナス材料である。もちろん第 7 条 6 項は核実験を実施した国にその被害の回復に関する義務を課してはいるものの、実験を実施した核兵器国はすべて TPNW への参加を拒否しており、第 7 条 6 項に基づく援助を期待できないという現実があることも深刻な問題である。このような状況で TPNW への参加を躊躇する国が現れる可能性も否定はできない。

#### 4. 人権・人道の国際的な実現へ向けて

社会的・経済的な人権の保障については、すべての国が直ちに実現することは不可能であり、社会的・経済的な人権の国際的な保障の基盤となっている 1976 年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）の第 2 条 1 項では「権利の完全な実現を漸進的に達成する」とされている<sup>32</sup>。この漸進的なアプローチは、当然 TPNW の被害者援助に関する条項にもあてはまる<sup>33</sup>と考えられる。

---

<sup>30</sup> 広瀬 訓「国際社会における新しい人権保障の可能性」 秋月弘子・中谷和弘・西海真樹編 『人類の道しるべとしての国際法』 国際書院 2011 年 173 頁

<sup>31</sup> 同上 173-174 頁

<sup>32</sup> このようなアプローチは日本国憲法の社会権の実施における「プログラム規定」という解釈と同様であると考えられる。広瀬「発展の権利から人道支援権へ」217 頁

<sup>33</sup> Docherty, pp.262-263

社会権規約においては、第 23 条で国際的な措置に言及されているものの、その内容は技術援助の供与が含まれるという極めて限定されたものであり、国際的に協力の義務を課すものではない。子どもの権利条約（1990）では第 4 条で保障の実現のための国際協力に言及し、また第 45 条では国際機関による国際協力の奨励を謳っているものの、条約で求められている権利の保障を提供するのに十分な能力を有しない締約国に対する他の締約国による援助の義務は規定されていない。

一方軍縮条約においては、生物（毒素）兵器禁止条約（BWC、1975 年発効）が第 7 条において条約に反する生物毒素兵器の使用により締約国が危険にさらされるような事態が発生したと国連安全保障理事会が認定した場合の締約国の援助の義務を定めている。また化学兵器禁止条約（CWC、1997 年発効）の第 10 条では除染剤、解毒剤および治療を含む援助について、化学兵器が使用された場合および使用の威嚇が行われた場合を含めて、締約国および化学兵器禁止機関（OPCW）の技術事務局の役割と責任について定めている。しかし、これらはいずれも「人権に基づくアプローチ」により作成された条項ではなく、どちらの条約でも犠牲者への援助について明文での言及はない。したがってこれらの条項は、通常の条約に見られる締約国間での権利・義務関係を定めたものとみなすべきであり、「人権に基づくアプローチ」により生じる被害者の権利と締約国の義務を同時に規定することにより発生するジレンマの問題は発生しない。

しかし、「人権に基づくアプローチ」に基づく被害者の援助を規定している対人地雷禁止条約（MBT、1999 年発効）や CCM では締約国に自国の管轄下にある被害者に対して援助を提供する責任を規定している<sup>34</sup>。これは一義的には被害者を抱える国に被害者への援助について一義的な責任を負わせるという意味であるが、MBT や CCM では同時にそのような責任を負わされた国々が必要な支援を要請し、受け取る権利も規定しており<sup>35</sup>、二義的にはすべての締約国が被害者の救済において一定の責任を負っていることを明確にしている。しかし、いずれの条約も「援助を提供できる場合には」（in a position to do so）という条件が付けられており、締約国に対し一律に一定の援助を提供するように明確に義務を課しているわけではない。そしてこの可能ならば援助を行うという規定は TPNW の第 7 条にも踏襲されており、その点では締約国が負っている被害者援助の義務に比べ、国際的な援助の提供が明確に義務化されていないという点ではややバランスが悪いと言える。

さらに MBT や CCM の場合、自国の管轄下にある被害者への援助や違法な兵器の除去、処理に責任を負う締約国自身がそのような兵器の保有、使用および犠牲者の発生に関与しているケースも少なくないと考えられる。しかし、TPNW の場合、核爆発の被害を受けた

---

<sup>34</sup> 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）議定書 V「爆発性戦争残存物に関する議定書」（2006）第 8 条 2 項にも被害者援助のための国際協力の義務が規定されているが、同議定書では被害者援助について他に特段の言及がなく、各締約国が自国の管轄下にある被害者に対し援助を提供する義務を負っているかどうかは条文からは不明確である。

<sup>35</sup> MBT 第 6 条 1 項、CCM 第 6 条 1 項

国がその核爆発に関し大きな責任を負っているような場合はむしろ例外的であろう。その意味では TPNW の締約国にとって被害者への援助と環境の回復に関する責任を負わされることは、核爆発を実施した国が TPNW に参加し第 7 条 6 項に基づいて責任を果たすまでは、MBT や CCM の締約国以上に自国の負わされた責任と国際社会から得られる協力の間に大きなギャップを感じるようなる可能性は否定できない。

しかし、同時に TPNW では第 7 条 1 項で MBT や CCM には見られない締約国間での協力の義務を原則として明記しており、被害者援助を該当する締約国にのみ負わせるのではなく、国際社会として分担し、被害者の救済を図るという方向へ一歩前進しているとは言えるだろう。もし多くの締約国がマーシャル諸島のようなケースにおいて積極的に協力する姿勢を示すことになれば、核爆発の被害者への援助と環境の修復について、各国が責任を分担し、国際社会として協力して取り組むという構図を描くことができる。さらに将来的に核爆発を実施した国々が TPNW に加わった場合、それらの国々が、自国が実施した核爆発によって影響を受けた国々と被害者に対し責任を負うことになるのはすでに触れたとおりであり、その場合被害者および影響を受けた地域を管轄する締約国の負担は大幅に軽減されることが期待できる。

現時点では、具体的な国際的な援助の提供の方法として、MBT、CCM、TPNW のいずれも国連およびその専門機関、国際的あるいは地域的機関、NGO、国際赤十字関係機関および二国間での協力を挙げている<sup>36</sup>が、それを具体的に実施するための条約独自のメカニズムや組織を備えているわけではない。その点では各締約国が責任を果たすうえにおいて、残念ながら国際社会からの援助が制度的に十分に保証されているとは言えないであろう。

## 5. 具体化への課題と日本の役割

TPNW が核爆発の犠牲者と影響を受けた地域の回復について締約国に明確な責任を負わせていることは、特に被害を受けた人々の人権と尊厳の回復、保障という観点から、極めて重要な特徴であり、国際人道法の一つとして今後もその発展が注視されるべきである。同時に TPNW が今後どのように運用されていくのかは、国際的な人権保障の発展という観点からも重要である。現時点ではまだ TPNW には独自のメカニズムや組織があるわけではない。しかし、独自のメカニズムや組織を規定していない MBT や CCM と異なり、TPNW 第 4 条では核兵器の廃棄について「権限のある国際的な当局」という用語が使われており、将来的に条約独自の組織を設置する可能性に言及している。将来的に TPNW 実施のための国際組織が設立された場合、OPCW の主な目的が化学兵器の禁止にあるものの、化学兵器の被害者の治療を含めた防護に関しても一定の役割を持っているように、TPNW でも「権限の

---

<sup>36</sup> TPNW 第 7 条 5 項、MBT 第 6 条 3 項、CCM 第 6 条 7 項。なお CCW 議定書 V の第 7 条 1 項では締約国が他の締約国や国際機関だけでなく、非締約国に対しても協力を要請し、支援を受ける権利を明記しており、特筆に値する。

ある国際的な当局」に被害者支援について一定の任務を与えることも可能であろう。また、一足飛びに国際組織の設立に至るのは困難でも、被害者支援と環境回復のための具体的なアプローチを締約国会議を通して構築することは不可欠である。その場合、その成果は「人権に基づくアプローチ」により作成された条約の実現に向けて、国際社会がその責任を具体的に分担する一つのロールモデルともなることが期待できる。そうすればTPNWは軍縮の促進においてだけでなく、国際的な人権保障の分野においても重要な功績を残すことにもなるだろう。その意味でも年内にも開催されるであろう第1回の締約国会議は極めて重要だと言わなくてはならない。

そしてそのような締約国会議に日本はどのような姿勢で臨むべきであろうか。日本政府はTPNWへの参加を否定しており、近い将来TPNWに加わる可能性は低い。しかし、TPNWの第8条5項は締約国会議へ非締約国がオブザーバーとして参加することを認めており、日本が締約国会議へオブザーバーとして参加することは問題ない。また、いずれTPNW締約国会議が核爆発の被害者援助や環境の回復のために何らかの国際的なメカニズムや組織を設立する場合、非締約国である日本が貢献することは可能であるかといえば、これも可能であろう。それは日本が参加している国際機関を通してでも良いし、また、直接支援することも問題ではないだろう。実際に米国は包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を拒否してきたが、包括的核実験禁止条約機関準備委員会の作業には自発的拠出金を提供している<sup>37</sup>。また、CCW議定書Vでは非締約国からの援助を明文で認めているように、特に人道的な観点から非締約国が条約の実施に協力し、有益な貢献を行うことを否定する理由はない。

日本は広島、長崎そして福島第一原発事故の経験から、被爆者・被曝者に対する治療や汚染地域の除染などについて世界でも有数の経験と知見を有しており、これらを提供することは世界に対する貢献として人道的な見地から高く評価されるであろう。それは日本にこそ可能な貢献であり、核軍縮の推進において「唯一の戦争被爆国」として今後もリーダーシップの発揮を望むなら、不可欠のポイントであろう。2014年にオーストリア、ウィーンで開催された第3回核兵器の非人道性に関する国際会議でも、日本代表団の佐野利男軍縮大使（当時）は、核兵器の被害者への対処について「技術的、医療的、科学的な救援能力を高めるよう、各国政府や国際機関が後押しすべきだ」と発言している<sup>38</sup>。もちろん、これはTPNWを前提にした発言ではないが、日本が被害者援助を重視している旨を強調したと考えられる。こうした考え方は重要であり、なくとも日本は、国際的な人権・人道の実現への貢献として、TPNW締約国会議へオブザーバーとして参加し、被害者援助と環境の回復に関し、具体的な貢献を進め、国際的なリーダーシップを発揮するべきであろう。

---

<sup>37</sup> CTBTO Country Profile the United States of America, <https://www.ctbto.org/the-treaty/country-profiles/?country=184&cHash=e699720b55370091ef3ccec4ebed45d2>

<sup>38</sup> 「佐野大使少し『悲観的』機運水差す 被爆者ら反発 ウィーン会議」 中日新聞 2014年12月10日 <http://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=38893>

### 第3章 米バイデン新政権の核政策

西田 充

#### はじめに

この原稿の執筆時点（2021年1月10日）では、バイデン政権はまだ発足しておらず、バイデン政権の正式な核政策は何ら発表されていない。2021年1月20日の政権発足から16日後には期限が到来する新戦略兵器削減条約（新START）への対応のように、喫緊の対応を要する課題を除けば、多くの政策については、政府高官の指名・承認や政策レビューを経ながら、徐々にその輪郭が見えてくるものと思われる。したがって、現時点ではバイデン政権の核政策を確定的に述べることは難しいが、本論はバイデン次期大統領のこれまでの発言などをもとにバイデン政権の核政策を見通したものである。

#### 1. 核軍縮への高い関心

バイデン次期大統領は、上院議員時代から、核問題に高い関心を持ち、多くの場で発言を行ってきているため、軍備管理・軍縮コミュニティにおいては、軍備管理・軍縮問題で「頼りになる(go-to)」議員とみなされていた<sup>39</sup>。例えば、まだ若かりし上院議員時代の1979年には、当時上院で批准が検討されていた第2次戦略兵器制限条約（SALTII）について上院が採択した条文の「理解(Understanding)」をソ連が受け入れる余地があるのか測るため、他の5名の上院議員と共にモスクワに赴き、コスイギン首相と面会している<sup>40</sup>。2004年の軍備管理協会の年次会合での基調講演では、バイデン氏が上院議員になった当時は、上院による米国外交で役割を果たそうとすると、軍備管理を習得しなければならなかったと述べている。その基調講演では、核問題全般について、3つの挑戦（①他の核兵器国との軍備管理、②北朝鮮やイランといった地域の核不拡散問題、③核テロ）と称して幅広く論じている。①においては、トランプ政権が推進している中国を軍備管理の枠組みに取り込む必要性について既にこの時点で論じている。また、露との間では、ノルウェーによる科学調査用のロケット発射を露側が米国による核攻撃と誤認した1995年の事案を踏まえて、米露間で共同

---

<sup>39</sup> “Biden and the Bomb,” *Arms Control Wonk* (March 26, 2020).

<<https://www.armscontrolwonk.com/archive/1209161/biden-and-the-bomb/>>

<sup>40</sup> *Remarks by the Vice President on Nuclear Security* (January 11, 2017).

<<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/12/remarks-vice-president-nuclear-security>>; Andrew Roth, “How Joe Biden’s cold war experience will shape his approach to Russia,” *The Guardian*, December 29, 2020. <<https://www.theguardian.com/us-news/2020/dec/29/how-joe-biden-cold-war-experience-will-shape-approach-to-russia>>

データセンターの設置を提案した<sup>41</sup>。

バイデン次期大統領は、オバマ政権の副大統領としても、包括的核実験禁止条約(CTBT)の上院批准<sup>42</sup>や、イランの核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)への議会の理解を得るための議会対策<sup>43</sup>を主導した。同政権初期にブッシュ政権が進めようとして議会の反対に遭い停滞していた高信頼性代替核弾頭(RRW)計画を当時のゲーツ国防長官やクリントン国務長官が支持する中で、オバマ政権がこれから始めようとする核不拡散努力を阻害するとして強く反対し、オバマ政権でのRRW計画を頑として認めなかったという逸話もある<sup>44</sup>。また、オバマ政権が去る直前には、カーネギー国際平和財団で核問題に関する包括的な講演を行っている<sup>45</sup>。

## 2. 根幹の「核抑止」政策とオバマ政権の核政策の継承

バイデン次期大統領の核政策を見通すにあたっては、同次期大統領がこのように長年にわたって核問題に強い関心を有していたという背景を念頭に置いておく必要がある。その上で、同次期大統領の核政策を見通す前に認識すべきは、米国の核政策はその根幹部分については超党派の支持があり、誰が大統領になろうとも、共和・民主のいずれが政権をとっても、両者の間にトーンの違いはあっても、大きな方向性としては変わらないということである。すなわち、ここ10～20年をとっても、少なくとも核兵器が存在する限りは核抑止力を維持すること、したがって、核抑止を基盤とする宣言政策や効果的な核戦力を保持するといった根幹部分は、いずれの政権においても揺らぎは見られない。

一般的に、オバマ政権は、前のブッシュ政権から大きく核政策を変化させた、あるいは、トランプ政権は、前のオバマ政権から大きく核政策を変化させた、との認識が持たれている

---

<sup>41</sup> *The Paul C. Warnke Conference on the Past, Present & Future of Arms Control* (January 28, 2004), pp.41-49. <<https://www.armscontrol.org/node/6570>>

<sup>42</sup> 例えば、“Biden to Call for Senate Ratification of CTBT,” *Global Security Newswire*, February 18, 2010. <<https://www.nti.org/gsn/article/biden-to-call-for-senate-ratification-of-ctbt/>>

<sup>43</sup> 例えば、Sarah Mimms, “Joe Biden’s New Mission: Selling the Iran Deal,” *The Atlantic*, July 15, 2015. <<https://www.theatlantic.com/politics/archive/2015/07/joe-bidens-new-mission-selling-the-iran-deal/449295/>>

<sup>44</sup> Elaine M. Grossman, “Inside Obama Administration, a Tug of War Over Nuclear Warheads,” *Global Security Newswire*, August 19, 2009. <<https://www.nti.org/gsn/article/inside-obama-administration-a-tug-of-war-over-nuclear-warheads/>>

<sup>45</sup> *Remarks by the Vice President on Nuclear Security* (January 11, 2017). <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/12/remarks-vice-president-nuclear-security>>

が、実際には、いずれの政権においても、少なくとも根幹部分については継続性がみられる<sup>46</sup>。その意味で、例えば、核抑止の考え方を否定するような核兵器禁止条約については、米国の姿勢にトーンの変化はあったとしても、基本的には変化は見られないと考えられる。変化がみられるとすれば、上述の根幹的な基盤から派生する論点においてである。そうしたあり得べき変化を決して過小評価するものではないが、まずこの点については改めて認識しておくべきと考える。

バイデン次期大統領は、2020年の大統領選挙期間中、75年前の広島への原爆投下日に合わせて、米国は「核兵器のない世界」という究極の目標を改めて約束すべきとの声明を発表した<sup>47</sup>。これはオバマ大統領の「核兵器のない世界」というビジョンを踏襲する意思を示したものとえよう。他方で、オバマ大統領は、同ビジョンを示した2009年4月のプラハ演説で、「自分が生きている間には実現しないかもしれない。」「核兵器が存在する限り、米国は、いかなる敵をも抑止し、同盟国の防衛を保証するために、安全で効果的な（核）兵器を維持する。」と述べて、米国による一方的な核廃絶を否定した<sup>48</sup>。実際、オバマ政権において、過去の政権と比べて核政策が劇的に変化した訳ではないことから、バイデン次期大統領の「核兵器のない世界」を目指すとの声明がどれほどの意味をなすかは注視していく必要がある。

それでは、核政策をめぐる主要論点のうち、バイデン政権で一定の変化が見込まれる注目論点について、宣言政策、核戦力の近代化、軍備管理、CTBT・核実験、北朝鮮、イランの順で論じる。

### 3. 宣言政策

バイデン政権で変化し得る核政策の中で最も注目されるのは、宣言政策である。宣言政策とは、核兵器を保有する国が、どのような状況で核兵器を使用し得るのか、あるいは使用しないのか、対外的に宣言する政策である。例えば、米国については、長年にわたって、（その時々において細かい部分において微修正は施されてきているものの）核兵器不拡散条約

---

<sup>46</sup> 例えば、共和・民主両政権で核政策に従事した元米政府高官による共同寄稿を参照。John R. Harvey & Franklin C. Miller, Keith B. Payne, Bradley H. Roberts, “Continuity and Change in U.S. Nuclear Policy,” *RealClear Defense* (February 7, 2018).

<[https://www.realcleardefense.com/articles/2018/02/07/continuity\\_and\\_change\\_in\\_us\\_nuclear\\_policy\\_113025.html](https://www.realcleardefense.com/articles/2018/02/07/continuity_and_change_in_us_nuclear_policy_113025.html)>

<sup>47</sup> Joe Biden, *My Statement on the 75<sup>th</sup> Anniversary of Hiroshima* (August 6, 2020).

<<https://medium.com/@JoeBiden/my-statement-on-the-75th-anniversary-of-hiroshima-62f85e3a7538>>

<sup>48</sup> *Remarks by President Barack Obama in Prague* (April 5, 2009).

<<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered>>

(NPT) の非核兵器国に対しては核兵器を使用しないと宣言してきている。「消極的安全保証」と呼ばれるもので、これも宣言政策の一つである。その中で、米国として他国に対して核兵器を最初に使用しないことを宣言する第一（先行）不使用（NFU）、あるいは、米国が核兵器を保有する唯一の目的は他国による米国あるいは同盟国に対する核攻撃を抑止するためであるとする、いわゆる「唯一の目的」を採用するかが注目される。両者には微妙な差はあるが、実質的にはほぼ同義語として互換的に用いられることが多い。

米国では、冷戦期以来、長年にわたって、NFU あるいは「唯一の目的」の採用の是非について大議論がなされてきた。特に欧州方面で通常戦力において劣勢にあった NATO 側にとって、ソ連・ワルシャワ条約機構側の大規模通常侵攻を抑止できるのは核兵器しかないと考えられていた。そのため、1950 年代半ばまでに欧州前線に配備された大量の様々な戦場用戦術核は、ソ連が通常戦力で大規模侵攻してきた場合にすぐに使用されることになっていた。しかし、ソ連が米本土に到達できる戦略核を多数配備するにつれて、そうした核の第一使用に基づく大量報復戦略は（ソ連側の核報復を受け、大規模核戦争につながるため）コストが高すぎ、かつそのような戦略は信頼性が低いことから、NATO 側の通常戦力を強化した上で、NFU を採用すべきという議論がなされるようになった。また、二義的な議論ではあるが、核軍縮の観点からも、NFU の採用で、核戦力の増強の圧力が減じ、核軍縮につながり得ると論じられてきた<sup>49</sup>。結局、NATO 同盟国の懸念もあって、米国が NFU を採用することはなかったが、NFU あるいは「唯一の目的」は米国の同盟国の安全保障に大きな影響を及ぼし得る政策である。

冷戦が終わり、オバマ政権が「唯一の目的」の採用に向けて議論したが、2010 年の核態勢見直し（NPR）では、「唯一の目的」を安全に採用できる環境を醸成すべく努力するとしつつ、「唯一の目的」を全面的に採用することは時期尚早として見送られた<sup>50</sup>。オバマ政権末期の 2016 年にも同様の検討がなされたが、過去の議論時と同様に同盟国の懸念もあって見送られた<sup>51</sup>。オバマ政権として「唯一の目的」を最終的に採用しなかったものの、バイデン次期大統領は、政権終了間際の上記のカーネギー国際平和財団での講演で、「米国の非核能力及び今日の脅威の性質を踏まえると、大統領と私（バイデン）の視点から、米国による核

---

<sup>49</sup> McGeorge Bundy, George F. Kennan, Robert S. McNamara, and Gerard Smith, "Nuclear Weapons and the Atlantic Alliance," *Foreign Affairs*, Vol.60, No.4 (Spring 1982), pp.753-768; Robert S. McNamara, "The Military Role of Nuclear Weapons: Perceptions and Misperceptions," *Foreign Affairs*, Vol.62, No.1 (Fall 1983), pp.59-80.

<sup>50</sup> Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (April 2010), p.16.

<sup>51</sup> Josh Rogin, "Obama plans major nuclear policy changes in his final months," *Washington Post*, July 10, 2016; Josh Rogin, "U.S. allies unite to block Obama's nuclear 'legacy,'" *Washington Post*, August 14, 2016; David E. Sanger and William J. Broad, "Obama Unlikely to Vow No First Use of Nuclear Weapons," *The New York Times*, September 5, 2016; Keith B. Payne, "Once Again: Why a 'No First Use' Nuclear Policy Is a Very Bad Idea," *National Review* (July 6, 2016).

<https://www.nationalreview.com/2016/07/no-first-use-nuclear/>

兵器の第一使用が必要あるいは理にかなう妥当なシナリオを想定することは困難である。」と踏み込んだ発言をした。その上で、「大統領と私は、(核兵器以外の) その他の方法で非核の脅威に対して抑止し、また、米国及び同盟国を防衛することができると確信している。

(2010年の) NPR から7年経って、大統領と私は、核攻撃を抑止し、必要あれば報復することが米国の核兵器の唯一の目的であるとするための進展を十分に成し遂げてきたと強く信じている。」と述べた<sup>52</sup>。2020年の大統領選挙においても、あり得べきバイデン政権の外交政策を論じた寄稿で、「唯一の目的」の採用に向けて努力すると述べている<sup>53</sup>。大統領選の最中に大統領候補が「唯一の目的」を提唱するのは過去初めてのことであり、民主党の政策綱領にも記載された<sup>54</sup>。これらは、バイデン次期大統領が「唯一の目的」について個人的に強い確信を有していることを示唆している。

バイデン政権が、実際に「唯一の目的」を採用するに至るかは、様々な要因によるので一概には言えない。まず、バイデン次期大統領の寄稿でも民主党の政策綱領でも、「米軍及び同盟国と協議」するとされており、米軍や同盟国がどのような反応をするかは大きなファクターとなり得よう。また、本年1月5日から北朝鮮で開催された朝鮮労働党第8回大会での金正恩朝鮮労働党委員長による様々な報告の中で、核先制攻撃能力を高めることが目標とされた<sup>55</sup>ことが、バイデン政権のこうした宣言政策の見直しに影響を与える可能性もある。更に、宣言政策は、基本的に行政府だけで変更し得るものではあるが、長年上院議員を務めたバイデン次期大統領としては、議会の理解も一定程度得ようとするかもしれない。議会の反応も注目点の一つとなろう<sup>56</sup>。

---

<sup>52</sup> *Remarks by the Vice President on Nuclear Security* (January 11, 2017).

<sup>53</sup> Joseph R. Biden, Jr., “Why America Must Lead Again: Rescuing U.S. Foreign Policy After Trump,” *Foreign Affairs*, (March/April 2020).  
<<https://www.foreignaffairs.com/articles/united-states/2020-01-23/why-america-must-lead-again>>

<sup>54</sup> *2020 Democratic Party Platform* (July 27, 2020), p.81.

<<https://www.demconvention.com/wp-content/uploads/2020/08/2020-07-31-Democratic-Party-Platform-For-Distribution.pdf>>

<sup>55</sup> 「北朝鮮、核先制使用も排除せず」『共同通信』、2021年1月9日。

<<https://this.kiji.is/720564615653031936>> *Great Programme for Struggle Leading Korean-style Socialist Construction to Fresh Victory on Report Made by Supreme Leader Kim Jong Un at Eighth Congress of WPK* (January 9, 2021). <<https://kcnawatch.org/newstream/1610272851-580631610/great-programme-for-struggle-leading-korean-style-socialist-construction-to-fresh-victoryon-report-made-by-supreme-leader-kim-jong-un-at-eighth-congress-of-wpk/?t=1610568921077>>

<sup>56</sup> なお、特にトランプ大統領が扇動したとされる本年1月6日の次期大統領を正式に決める米議会での暴動を契機に、米国では大統領のみが核使用の命令権限を有していることに再び懸念が高まっている。多くの有識者が、大統領のみならず、副大統領や下院議長の同意も要するようになり、議会の事前の承認を要するようになりすべきとして、バイデン次期政権に対して早急にこの問題に対処するよう求めている。本件は必ずしも「唯一の目的」やNFU政策の採用とは同義ではないが、核使用の敷居を高めるもので、実質的にそうした宣言政策に近い効果をもたらす可能性がある。Rachel Oswald, “Trump-inspired

#### 4. 核戦力の近代化

米国の核戦力は、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、戦略爆撃機、潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM) の三本柱で構成されている。これら三本柱のいずれも老朽化が進んでおり、概ね 2020 年代後半から 2030 年代にかけて寿命が到来するため、2010 年代頃から本格的な近代化計画が進められている<sup>57</sup>。米国では長年にわたってこの三本柱を核戦力の基本構成とすることにつき超党派の支持があるため、政権や議会の構成にかかわらず、三本柱のいずれも近代化する方向で進められてきている。しかし、特に ICBM の近代化計画については、既に民主党系の核軍縮コミュニティから戦略的な観点から ICBM の柱は不安定であるとして凍結すべきとの声が上がっているが<sup>58</sup>、もともと厳しい財政状況であったところに、新型コロナウイルスの発生によって財政状況が更に悪化していることもあり、民主党の中の進歩派（プログレッシブ派）が ICBM の近代化計画を延期ないしは凍結するよう提唱する可能性はある。バイデン次期大統領自身がそのような発言をしたことはないが、今後、バイデン政権や議会において進歩派がどの程度影響力を持つかによっては、ICBM の近代化計画の行く末に影響を及ぼす可能性もある。また、トランプ政権で 50% 増と大幅に増加した国家核安全保障局 (NNSA) の予算が削減されたり、オバマ政権では凍結されていたがトランプ政権下で開発が始まった新型核弾頭 (W93) の開発が凍結される可能性もある<sup>59</sup>。

トランプ政権が 2018 年 NPR で提唱した補完的能力であるいわゆる低出力核がどう扱われるのかも注目される。トランプ政権は、ロシアによるいわゆる escalate to de-escalate 戦略<sup>60</sup>に対抗するため、少数の既存の SLBM の核弾頭の低出力化と、新たな核搭載型の海洋発

---

insurrection prompts concern over control of nuclear weapons,” *Roll Call*, January 8, 2021.

<<https://www.rollcall.com/2021/01/08/trump-nuclear-strike-codes-capitol-riot/>>; Elizabeth N. Saunders, “There is no legal way to stop Trump from ordering a nuclear strike if he wants to, experts says,” *The Washington Post*, January 8, 2021. <<https://www.washingtonpost.com/politics/2021/01/08/there-is-no-legal-way-stop-trump-ordering-nuclear-strike-if-he-wants-expert-says/>>

<sup>57</sup> Amy F. Woolf, “U.S. Strategic Nuclear Forces: Background, Developments, and Issues,” *Congressional Research Service* (December 10, 2020).

<sup>58</sup> *Restoring U.S. Leadership to Eliminate Nuclear Threats: A Message to the Presidential Transition Team from the Nuclear Disarmament Community* (November 19, 2020).

<<https://www.armscontrol.org/sites/default/files/files/documents/nuclear-threats-memo-biden-transition-final.pdf>>

<sup>59</sup> R. Jeffrey Smith, “Under Trump, The Nuclear Weapons Industry Has Boomed,” *The Center for Public Integrity* (December 23, 2020).

<<https://publicintegrity.org/national-security/future-of-warfare/under-trump-the-nuclear-weapons-industry-has-boomed/>>

<sup>60</sup> 核使用へのエスカレーションの脅しあるいは実際の核の第一使用によって、地域の紛争をロシアにとって有利な形で紛争を終結させる戦略。Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report* (February

射型巡航ミサイル (SLCM) の開発を提唱した<sup>61</sup>。この低出力核の開発は、民主党から核使用の敷居を下げるとして強い批判を受けている<sup>62</sup>。バイデン次期大統領も「既存の核戦力で米国の抑止力及び同盟国に必要なことを満たすのに十分である」として、低出力核は不要と述べており<sup>63</sup>、既に 2019 年末に配備されたとされる SLBM 用の低出力核弾頭 (W76-2) を配備から外すか、また、核搭載型の SLCM の開発を止めるか注目される。

## 5. 軍備管理

冒頭で述べたとおり、バイデン政権の発足から 16 日後には、新 START の期限が到来する。新 START は、第 14 条 2 項に基づいて、最大 5 年間まで延長が認められている。トランプ政権は、新 START の延長の是非について 2020 年になるまで明らかにせず、2020 年春に軍備管理担当大統領特使に任命されたビリングスリー氏は、新 START を根本的に欠陥がある条約と強く非難した上で、新 START の延長のためには、①中国が将来の軍備管理に加わること、②非戦略核を含めすべての核弾頭を規制の対象とすること、③強力で効果的な検証措置が必要といった 3 つの条件を付した<sup>64</sup>。結局、ロシアとの協議は不調に終わり、トランプ政権が、その政権の間に新 START を延長する可能性は低い。バイデン次期大統領は、以前より、新 START を米露間の戦略的安定性を確保するものと高く評価し、その延長についても明言している。したがって、何年の延長期間になるかはわからないが、バイデン政権が、発足直後に新 START を延長することは確実であろう<sup>65</sup>。

問題は、新 START が延長されたとしても、新 START の最終的な期限が到来する 2026 年 2 月までに、後継の軍備管理はどうあるべきか、また、後継の軍備管理に合意できるのかということである。トランプ政権が 3 つの条件を新 START の延長と紐づけたことは批判されたが、3 つの条件の内容そのものについては超党派で支持があり、バイデン政権もその内容を追求することとなろう。特に中国に対する米国の厳しい見方は超党派で支持があり、

---

2018), p.8.

<sup>61</sup> Ibid., pp.54-55.

<sup>62</sup> Steven Pifer, "Stop the low-yield Trident nuclear warhead," *The Hill*, June 8, 2019.

<<https://thehill.com/opinion/national-security/447514-stop-the-low-yield-trident-nuclear-warhead>>;

Amy Woolf, "A Low-Yield, Submarine-Launched Nuclear Warheads: Overview of the Expert Debate," *Congressional Research Service* (September 9, 2020).

<<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11143>>

<sup>63</sup> Council for A Livable World による大統領候補に対する書面インタビュー: *Presidential Candidates: Joe Biden* (June 2019).

<<https://livableworld.org/presidential-candidates-joe-biden/>>

<sup>64</sup> Michael R. Gordon, "Trump Administration Weighs Extending New START Nuclear Treaty," *Wall Street Journal*, June 23, 2020.

<sup>65</sup> Council for A Livable World による大統領候補に対する書面インタビュー。

米国のインテリジェンス・コミュニティが指摘する中国の核戦力の不透明な増強<sup>66</sup>にはバイデン政権としても（上院議員時代の2004年の上記発言と比べても）より強い危機感をもって対処していくこととなろう。しかし、それらはいずれもオバマ政権も追求したが実現しなかったものである。（クリミア半島をめぐる米露関係の悪化に加え）ロシア側からも欧州に配備する米国の戦術核の撤廃、ミサイル防衛（MD）や宇宙兵器の規制といった米国が受け入れられない条件が付されたり、中国も米国との核兵器をめぐる戦略対話に消極的であったためである<sup>67</sup>。したがって、バイデン政権が、いかなる形であれ、中露との軍備管理を追求しようとしても、成果を出すことは容易ではないだろう。

## 6 CTBTと核実験

トランプ政権は2018年NPRにおいてCTBTの批准を否定したが、バイデン政権は、上述のとおりバイデン次期大統領がオバマ政権の副大統領としてCTBTの批准にかかる議会対策を主導したことや、民主党政策綱領で民主党としてCTBTの批准を進めることに約束していることなどから、CTBTの批准には前向きな姿勢に転じることとなろう。ただし、批准には上院の3分の2以上の議員の賛成を要するので、実際に批准が実現することは困難であろう。

核実験については、トランプ政権も2018年NPRで核実験のモラトリアムを維持することを表明したが、昨年5月、米国が疑いをかけている中露による低出力の核実験に対抗し、また、トランプ政権が追求する米露中の三カ国間の軍備管理交渉で優位に立つことを目的として、核実験の再開を議論していたことが報じられた<sup>68</sup>。バイデン政権は、民主党政策綱領で核実験のモラトリアムの維持を表明している。

## 7. 地域の核問題（北朝鮮及びイラン）

大きく変わるのは対イラン政策であろう。トランプ政権は、オバマ政権が妥結したJCPOA

---

<sup>66</sup> Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2020* (September 2020); Julia Masterson and Shannon Bugos, "Pentagon Warns of Chinese Nuclear Development," *Arms Control Today* (October 2020).

<sup>67</sup> Linton F. Brooks, "Perceptions of Sino-American Strategic Stability: A U.S. View," in *A Precarious Triangle: U.S.-China Strategic Stability and Japan*, ed. James L. Schoff and Li Bin (Washington DC: Carnegie Endowment for International Peace, November 2017), pp.15-27.

<sup>68</sup> John Hudson and Paul Sonne, "Trump administration discussed conducting first U.S. nuclear test in decades," *Washington Post*, May 22, 2020. ただし、本年6月に米政府高官は、現時点では核実験を行う特別な理由があるとは承知していない旨述べている。Kylie Atwood, "Trump Administration says it won't carry out a nuclear weapons test 'at this time'," *CNN*, June 24, 2020.

<https://www.cnn.com/2020/06/24/politics/trump-administration-nuclear-test/index.html>

から離脱し、イランに対して最大限の圧力をかけることで、JCPOA に代わるより包括的な新たな合意を目指した。JCPOA はイランの核問題のみを扱う合意であったが、トランプ政権は、JCPOA がイランの弾道ミサイルや地域のテロ問題を扱っていないことや、核問題についてもウラン濃縮の制限がいずれ終了することや、そもそもウラン濃縮の権利を認めることが不適切として、JCPOA を強く批判したのである。バイデン次期大統領は、オバマ政権の副大統領として、JCPOA の交渉を推進し、妥結後には上述のとおり議会の理解を得るための議会対策も主導したこともあり、トランプ政権の JCPOA 離脱を批判し、イランが JCPOA の義務を履行するのであれば、バイデン政権は JCPOA に復帰するとしてきた<sup>69</sup>。したがって、バイデン政権が、その復帰の方法は別として、いずれかの時点で何らかの方法で JCPOA に復帰することは確実であろう。今後注目すべき問題は、バイデン政権が、上記の JCPOA 自体の論点や JCPOA に含まれていない論点など、JCPOA に対する批判にどう対処するかということである。

北朝鮮については、バイデン次期大統領は、トランプ大統領が前提条件なしで首脳会談に臨んだことを批判し、北朝鮮が核能力を削減すると合意する場合にのみ会うと述べ<sup>70</sup>、首脳会談に柔軟に応じたトランプ政権の交渉アプローチを変えることを示唆しているとの見方もある。多くの民主党関係の有識者は、北朝鮮が非核化に合意することはあり得ず、現実的な目標として北朝鮮の核計画の凍結や段階的な非核化を提唱しているため<sup>71</sup>、バイデン政権は、歴代の政権が掲げてきた CVID（完全かつ検証可能で不可逆的な非核化）を最終的な目標としつつ、当面の目標としては基本的には北朝鮮の核計画の凍結や段階的な非核化プロセスを目指すのではないかという見方もある。

北朝鮮とイランの核問題は、これまで一般的に別の交渉トラックとしてみなされてきたが、横串で考えるべきとの意見も今後出てくるだろう。つまり、国際社会が支持する JCPOA は、一気に非核化を目指すリビア方式との対比で言えば、一定のウラン濃縮活動を認めつつ、

---

<sup>69</sup> Quint Forgy, “Biden slams Trump’s Iran strategy as a ‘self-inflicted disaster,’” *POLITICO*, June 20, 2019; Council for A Livable World による大統領候補に対する書面インタビュー; Joseph R. Biden, Jr., “Why America Must Lead Again: Rescuing U.S. Foreign Policy After Trump.”

<sup>70</sup> *Debate transcript: Trump, Biden final presidential debate* (October 23, 2020).

<<https://www.usatoday.com/story/news/politics/elections/2020/10/23/debate-transcript-trump-biden-final-presidential-debate-nashville/3740152001/>>

<sup>71</sup> 例えば、Vipin Narang and Ankit Panda, “North Korea is a Nuclear Power. Get Used to It,” *The New York Times*, June 12, 2018; Siegfried S. Hecker, Robert L. Carlin and Elliot A. Serbin, “A technically-informed roadmap for North Korea’s denuclearization,” (Center for International Security and Cooperation, Stanford University, May 28, 2018).

<[https://fsi-live.s3.us-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/hecker\\_carlin-serbin\\_denuc\\_rlc.pdf](https://fsi-live.s3.us-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/hecker_carlin-serbin_denuc_rlc.pdf)>; Adam Mount and Andrea Berger, eds. *Report of the International Study Group on North Korea Policy* (Federation of American Scientists, 2019).

<<https://fas.org/wp-content/uploads/media/FAS-DPRK-SG.pdf>>

一定の制約を課すことの引き換えに一定の制裁を解除しているという点において、いわばスモール・ディールの一例とも言える。北朝鮮とイランとは核開発の程度や過去の歴史も異なっているため、JCPOA をそのまま北朝鮮に当てはめることはできないが、今後、イランでの「成功」体験を北朝鮮でも実現しようとする動きが出る可能性もある。

以上、バイデン政権の核政策を大まかに見通したが、他にも、例えば、インドやパキスタンの核問題、核セキュリティ、保障措置、輸出管理、更には戦略的安全性に大きく関係するミサイル防衛や宇宙セキュリティなど、多くの論点がある。また、2021年8月には第10回NPT再検討会議も暫定的に予定されている。新型コロナウイルスや気候変動など多くの国内外の問題に直面するバイデン政権は、核問題においても多くの課題に対処していくこととなる。

## 第4章 核兵器禁止条約（TPNW）と核不拡散条約（NPT）

黒澤 満

### 1. NPT における重要な核軍縮の地位

NPT はその交渉過程から明らかなように、条約の基本的目的は、条約第1条から第3条に規定されているように、核兵器の拡散の防止である。これは核兵器国が常に主張していることである。しかし NPT が核不拡散のみを規定した条約であったならば、現在のように191カ国が条約の締約国になっていたかは極めて疑問である。

NPT が一般にグランドバーゲンと言われているように、核不拡散と、第4条の原子力平和利用の権利、および第6条の核軍縮の誠実な交渉の義務の三本柱であったからこそ、これだけ多数の国家が締約国となり、核兵器に関わる国際法秩序の基本的な条約の地位を占めているのである。

交渉過程における重要な国連総会決議でも、NPT の基本的性格として「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」が強調されており、新たな核兵器国の出現を防止するという基本的義務とともに、核兵器国が核軍縮に誠実に取り組み、成果を追求する義務が第6条で規定されている。

NPT は条約の運用を検討するための再検討会議を5年ごとに開催しているが、そこでの議論の中心は、常に「核軍縮の誠実な交渉の義務がいかに行われているか」であり、再検討会議の主要委員会 I がこの問題を審議し、過去5年間の核軍縮の進展の評価をするとともに、さらに「今後どのような核軍縮措置に取り組むべきか」であり、今後5年間に追求すべき核軍縮の内容について合意することであった。

これまでの9回の再検討会議において、「今後取るべき核軍縮措置」に合意されたのは、1995年、2000年、2010年の3回のみである。

### 2. NPT 下における乏しい核軍縮の成果

米・旧ソ連両国は NPT 署名の日に「戦略兵器制限交渉（SALT）」の開始を宣言し、1972年に「弾道弾迎撃ミサイル条約（ABM 条約）」と「SALT I 暫定協定」に合意し、1979年には「SALT II 条約」に合意している。1987年には中距離核戦力全廃条約（INF 全廃条約）」に合意し、「戦略兵器削減交渉（START）」においては1991年に「START 条約」に、1993年には「START II 条約」に合意し、さらに1996年には「包括的核実験禁止条約（CTBT）」に合意している。2002年には「戦略攻撃能力削減条約（SORT 条約）」に合意し、さらに2010年には「新 START 条約」に合意している。

このように NPT の核軍縮交渉義務の下において、9本の条約が署名されており、50年

間で9本の条約の成立というのは必ずしもそれほど悪い数ではないとも考えられる。しかし実態を詳細に検討すると、そのうちの3本、SALT II条約とSTART II条約は批准されず、その実施予定期日を過ぎており、CTBTは署名から25年経過しているがいまだに発効していない。

またすでに発効していた無期限の条約であるABM条約およびINF条約については、いずれも米国が一方的に離脱し、すでに失効している。前者は「単独主義」を唱えた米ブッシュ（子）大統領によるものであり、後者は「米国第一主義」を唱えたトランプ大統領によるものである。

戦略攻撃兵器の制限および削減の交渉については米ソおよび米ロの間で継続的に実施されてきており、それぞれは期限付きの条約で、順々に引き継がれてきたが、現在有効な新START条約の期限は本年2月にせまっており、次期バイデン大統領は延長の意思を表明しているが、その後の動向についても必ずしも明確ではない。

このように、戦略攻撃兵器の制限および削減については引き続き核兵器の数的規制が行われてきたが、2本の無期限の重要な条約であるABM条約とINF条約は米国により一方的に破棄されており、唯一の多国間条約であるCTBTは未発効の状況であり、NPTの下における核軍縮の成果はきわめて乏しいものであると結論せざるを得ない。

### 3. TPNWの交渉開始の要因

#### (1) 核軍拡競争の激化

TPNWが交渉され、条約が採択され、発効まで漕ぎつけたことは賞賛すべきことであるが、この条約の作成を押し進める原動力となっている理由は、1つは上述のようにNPTの下における核軍縮の進展が極めて不十分な状況にあることである。特に2010年の新START条約の署名・発効の後、核軍縮はまったく進展がみられず、逆に核軍拡競争が一層熾烈に行われる状況となっている。

米国トランプ政権の核態勢見直し(NPR)では、米国とロシアおよび中国は大国間競争の時代に入っていると認識され、核軍縮を協力して行うという考えは全面的に放棄され、米国はINF条約からの離脱を初め、イラン核合意からの一方的離脱やオープンスカイ条約からの離脱、さらにさまざまな国際条約からの離脱など、国際協力による国際の平和と安全保障の強化を否定し、自国の一人勝ちを目標とする軍事力の強化に邁進している。

またロシアも、クリミア半島の軍事的占領を初めとする軍事力による自国利益の追求を行い、また核兵器の使用に関するドクトリンにおいても、通常兵器による攻撃への核兵器による対抗を明確にするなど、核兵器の軍事的役割の上昇を明らかにしている。またINF条約の米国による一方的離脱の理由として、米国はロシアによる条約義務違反を指摘したのに対して、説得力ある反論をしていない。

さらに中国は、核兵器の保有数こそ米ロと比較すればきわめて少ないということは事実

であるが、核兵器の質的増強を図るとともに、中距離戦力を増強しており、それらは核兵器でも通常兵器でも搭載可能であると言われている。

このように、米ロ中の間において、相互不信の状況が継続しており、協力的手段により国際の平和と安全保障を維持し強化しようという方向性はまったく見られず、対立関係が激化する方向に事態は進んである。非核兵器国を中心として TPNW を作成すべきだという発想が広い支持を受け、交渉の開始にいたった最も重要な背景となっているのは、核軍縮の停滞、核兵器国間における対立の激化と核軍拡競争の熾烈化である。

## (2) 核軍縮への人道的アプローチ

TPNW の交渉の開始を促進したもう 1 つの重要な要因は、核軍縮への人道的アプローチの採用である。NPT の下における伝統的な核軍縮のアプローチは、戦略的安定性の強化を目指すものであり、核兵器は有益なものであり、国家の安全保障に不可欠なものであるが、国際社会の平和と安全保障のためには核軍縮により「戦略的安定性」を強化すべきであると考えるものである。ここでは、安全保障という概念が国家の軍事的安全保障という意味内容で理解されており、これは国際社会において伝統的に理解されてきたものである。

これに真っ向から反対する立場から主張されているのが、人道的アプローチであり、ここでは安全保障の概念がより広くかつより深く解釈されるようになっている。まず主体に関しては、国家ではなく、国際社会全体の安全保障、地球の安全保障、さらに人間の安全保障と拡大しており、対象に関しては、軍事的なものに限定されず、環境安全保障、経済的社会的な安全保障など広範な安全保障が追求されている。

特に核兵器との関連でいえば、核兵器の使用の壊滅的な結果を議論の中心に据え、核兵器の使用がもたらす状況を念頭に置き、それは人類の生存そのものを脅かすものであり、したがって核兵器は廃絶されるべきであるという考えに基づいている。

2010 年以降において、一方においてスイスを中心に開始された「核軍縮の人道的次元に関する共同声明」が、継続的に賛同国を増加して発出され、2015 年には 129 カ国の共同声明となっている。他方、ノルウェー、メキシコ、オーストリアにより開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議」においては、核兵器の使用の即時の人的影響のみならず、長期的な影響の重大性、環境や気候への影響、社会の経済的基盤や開発への影響が議論された。

このように、安全保障の概念が、国家の軍事的なものから、人類全体のさまざまな分野に関わる安全保障に大きく変化しており、人道的アプローチは人類全体の生存に対する安全保障を確保するものとして提唱されている。ちなみに人道と人類は日本語では別個の概念であるが、英語ではともに humanity であり同一の概念である。

## 4. TPNW の核軍縮への影響

TPNW は発効し、条約の内容は実定国際法として法的拘束力ある規範として実施される

ことになる。しかしながら、条約は基本的には条約を批准し締約国となった国のみを拘束するものであり、核兵器保有国や核の傘の下にある国は当分条約に加入しないだろうから、それらの国を拘束するものではない。その観点から、この条約によって核兵器が1発も削減されることはなく、条約は実質的な効果をまったく持たないと批判されることもある。

この条約の目的または効果は短期的な核兵器の削減や廃棄ではなく、核兵器に悪の烙印を押し、非正当化することにより、長期的に核兵器を廃絶しようとするものである。

#### (1) 核兵器に悪の烙印を押し

悪の烙印を押しということとは、人類の滅亡に導く高い可能性のある核兵器は道義的にも心情的にも悪いものであるという人道的な意識を育むことであり、人類の安全保障の確保という点から主張するものである。この悪の烙印を押しプロセスはTPNWの発効によりそのプロセスが開始され、締約国の拡大と共にその有効性を発揮するものである。

具体的には国内世論および国際世論において核兵器に烙印を押しすることを押し進め、それらの世論をベースにして国家の政策を変更させようとするものである。

#### (2) 核兵器を非正当化する

非正当化するということは、核兵器は有益でもなく有用でもなく危険なものであり、何らの価値も持たないものであるという考えを広めることである。伝統的な核兵器国の考えは、核兵器は国家の安全保障にとってきわめて有益なものであり、核兵器は敵の攻撃を抑止するものであって、国家間の平和と安全保障を維持するものと考えられている。さらに相互確証破壊という理論により国際社会の平和と安全保障が安定的に維持されると主張されている。

非正当化はこれらの主張に対して疑問を呈し、反論を展開するものであり、その中心的な課題は、核抑止論が本当に平和の維持に役立っているのか、核抑止論は実際に戦争を防止してきたのか、核抑止論は常に予定通りに機能するものかといった疑問を投げかけ、核抑止は脆弱で不安定な理論であると主張するものである。

## 5. NPT と TPNW の関連性

核軍縮に向けてのこれら2つの条約のアプローチは大きく異なっている。NPTの下での伝統的な核軍縮は、核兵器国を中心として交渉を行い、決定はコンセンサスで行い、ステップ・バイ・ステップのアプローチで実施するものである。他方TPNWの下での核軍縮は、非核兵器国を中心に交渉を行い、決定は多数決で行われ、核兵器に関連するほぼすべての活動を禁止するものである。この条約の義務の中心は「禁止」という不作為を求めるものであって、核兵器の廃棄とか全廃といった作為を直接求めるものではない点に注意する必要がある。

TPNW に対しては当初から核兵器国および核同盟国からの激しい批判が存在しており、彼らの主張の中心は TPNW が NPT 体制を毀損するというものである。さらに TPNW は核兵器を 1 つも削減しないので意味がないとか、この条約は検証を備えていないので役に立たないとかさまざまな批判が出されてきた。

これらの TPNW 反対論者がここまで強烈に反対する根本的な理由は、彼らの核兵器国としての地位を確固としたものと彼らが考えている NPT 体制が弱体化することへの不安である。TPNW が定めている義務は核兵器関連活動の禁止であって、NPT に参加している非核兵器国はそれらの義務をすでに NPT の下で義務付けられているのであり、TPNW の締約国になることで、さらに配備の許可の禁止とか、核兵器の使用または使用の威嚇の禁止など一層の義務を負うことになる。

したがって、彼らにとっては NPT よりも広い禁止を定める TPNW に入ることは、NPT の下における義務を逃れさせるものではない。そういう状況において TPNW の締約国となった多くの非核兵器国が、集団で NPT から脱退するという事態が TPNW 反対国から危惧されたのである。

NPT 脱退国は TPNW の下で NPT に含まれる義務以上の義務を引き受けることになるので、それらの諸国にとっては義務は削減されるのではなく増加する。この側面だけを見るならば何ら問題がないという考えもありうる。

しかし TPNW に反対する諸国は、非核兵器国の義務に注目するのではなく、NPT の締約国の大幅な減少という事態に注目し、NPT から多くの非核兵器国が脱退した場合には、NPT 自体の国際社会における正当性、価値、存在意義の低下が発生することを危惧したのである。核兵器国に対し永久ではないとしても当分の間核兵器の維持を認めている NPT は、彼らの核兵器保有を保証し、正当化するものであり、きわめて重要な条約であると考えられてきた。

これに対して条約推進国による交渉における議長の第 1 草案では、第 19 条「他の協定との関係」において「この条約は、核不拡散条約に基づく締約国の権利および義務に影響を与えるものではない」という規定を含んでおり、NPT を明確に尊重する姿勢を示していた。

採択された TPNW の第 18 条は、「この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る」と規定している。ここでは NPT への直接の言及はなく、既存の国際協定という一般的な形に変更されたが、基本的な内容は、NPT への悪影響を避けること、NPT を毀損しないことという義務が定められている。

これは、TPNW が NPT を毀損するとして激しく TPNW を非難する核兵器国および核同盟国に対して、NPT を毀損することなく十分尊重するという TPNW 推進国の意思が示されているものである。

## 6. NPT と TPNW による核軍縮の推進

TPNW に反対する諸国は、TPNW は現在の国際社会において核兵器および核軍縮に関する基本的条約である NPT 体制を毀損し、国際社会に分裂と対立をもたらすものであると述べ、TPNW の存在を受け入れることなく、きわめて強硬な反対の姿勢を示している。他方、TPNW 支持国は NPT から脱退することもなく、NPT を毀損することなくその条約の権利および義務に影響を与えるものではないと、NPT を包摂する形で対処している。

核軍縮の推進という側面から両方の条約を検討するならば、双方の基本的な最終目標は核兵器の廃絶であり、それに向けてのアプローチが大きく異なっているという現実を認識して、一方が良く他方が悪いという二者択一の問題としてとらえるのではなく、2つのアプローチが存在する中で、それぞれが適切と考える方法を追求することが合理的であり建設的であると考えられる。結論的には、国際社会においてどちらのアプローチがより広く受け入れられるかという形で結果が現れるであろう。

まず TPNW の人道的なアプローチでは、人類の安全保障の確保という側面を前面に押し出し、まずは核兵器関連の活動を禁止するという方法がとられている。核兵器の廃絶や検証の実施は今後の課題として示されている。他方、伝統的な NPT の下での核軍縮交渉は、国家の軍事的安全保障の確保という側面を重視し、国家間の戦略的安定性という主たる目的を持ち、実現が可能と考えられる部分的措置から順番に一步ずつ核軍縮を進めるアプローチが採用されている。

これらの2つのアプローチは大きく異なるように見えるが、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見にあるように、NPT 第6条の交渉義務は核兵器の廃絶を含む条約の締結を含むものであり、最終目標は共に核兵器の廃絶である。したがって、双方の条約の下における核廃絶のアプローチは異なるものであるが、それぞれ自らが最善と考える手段をとりつつ、目的に向かって進むべきであろう。

NPT の下での伝統的な核軍縮交渉も、いくつかの有益な条約を生み出しており、戦略攻撃兵器に関しては、長年にわたって段階的に削減する方向に進んでいることもあり、一定の評価が与えられるべきである。ただ残念なことは近年に至って核軍縮の流れが途絶え、逆に核軍拡競争が激化しているという現状があることである。したがって、この伝統的なアプローチを支持する国々は、核兵器国を初めとして、積極的に核軍縮の次の段階を進めるために協力し新たな条約を交渉し、徐々にではあっても核廃絶に向けての歩みを続けていくべきである。

他方、TPNW の推進国は、核兵器国および核同盟国が鋭く反対している現状に対して、まずは条約の普遍性の確保に向けて努力すべきである。50カ国の批准で条約自体は発効したが、条約の重要性を強化するには条約締約国を増加させることが必要である。条約の採択には122カ国が賛成しているという事実もあり、世界の非核兵器地帯を構成している非核兵器国が110カ国を越えるという現実を考えると、条約締約国を最低100以上に増やすことが必要であるし、できれば世界中の3分の2以上の国家の加入のため努力すべきである

う。

2つのアプローチはそれぞれの基本的理念をもっているのであるから、方法は異なるとしても、核兵器の廃絶に向けた措置を積極的に取るべきであり、どちらがより有効であるかということは結果として現れてくるわけであるから、それぞれのアプローチにおいて積極的な努力をなすべきであろう。

## 第5章 パンデミックと核軍縮

鈴木 達治郎

### はじめに

2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大（パンデミック）は、2021年になっても衰える様子を見せていない。パンデミックにより、核不拡散条約（NPT）再検討会議は2021年8月まで延期となったが、その開催も未だに不透明である。これに象徴されるように、パンデミックは核軍縮・不拡散分野にも多大な影響を及ぼしている。一方、パンデミックを契機に、「軍事力や核兵器では人の命を守れない」と、新たな安全保障の考え方が市民社会に広がりつつあり、軍事予算を医療や貧困問題といった人間安全保障に振り向けるべきとの声も出始めた。また、ウイルスの分析や感染症対策で国際協力が進んだ面もあれば、ナショナリズムが台頭して大国間での対立が増してきた面もある。果たして、パンデミックは核軍縮・不拡散分野にとって、追い風となるのか、逆風となるのか。このパンデミック対応の教訓から学んで、核軍縮にどう活かしていくべきなのか。この問いに答えるべく、RECNAでは被爆75周年「ナガサキ・核——パンデミック・シナリオプロジェクト」（以下、「シナリオ・プロジェクト」）を立ち上げて、昨年末に報告書を発表した<sup>72</sup>。本章は、その報告書に基づいた分析と提言をまとめたものである。

### 1. パンデミックと核リスク

*「コロナ・パンデミックは世界秩序を永遠に変える」*

これは、2020年4月3日、ヘンリー・キッシンジャー元米国務長官が、米ウォール・ストリート・ジャーナル紙に投稿した論考<sup>73</sup>のタイトルである。この論考で、キッシンジャー氏は、「パンデミック危機は、米国でさえ一国で乗り切ることにはできない」として、民主主義と世界の秩序を守るために、前例のない覚悟で国際協力を進めるよう訴えた。パンデミックの拡大は、医療健康面だけではなく、経済・社会・政治、すべての面で画期的な変化をもたらさうるものであり、その危機を乗り越えるには大国のリーダーシップが求

---

<sup>72</sup> RECNA, Asia Pacific Leadership Network for Nuclear Non-proliferation and Disarmament (APLN), Nautilus Institute, “Pandemic Futures and Nuclear Weapon Risks: The Nagasaki 75<sup>th</sup> Anniversary Pandemic-Nuclear Nexus Scenarios”, 17 December 2020. [https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/75\\_Nagasaki\\_final\\_report\\_20201217.pdf](https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/75_Nagasaki_final_report_20201217.pdf)

<sup>73</sup> Henry A Kissinger, “The Coronavirus Pandemic Will Forever Alter the World Order”, The Wall Street Journal, April 3, 2020. <https://www.wsj.com/articles/the-coronavirus-pandemic-will-forever-alter-the-world-order-11585953005>

められている、というメッセージであった。しかし、実際には大国間の対立はむしろ先鋭化し、パンデミックを一時的にも抑えることができたのは、むしろ台湾、韓国やニュージーランドといった中堅国家であった。また、一国の中でも、都市や地方自治体が中央政府よりも、積極的にイニシアティブをとって、コロナ危機に対処するなどの動きも目立った。

パンデミックは歴史的にも、当然軍事・安全保障面にも複雑な影響を及ぼしてきた<sup>74</sup>。パンデミックは国境管理、保健分野の国際協力、生物兵器を含む軍事機密との関係など、極めて複雑な影響をもたらす。例えば、今回のパンデミックにおいても、すでに米トランプ大統領、英ジョンソン首相など、核のボタンに最も近い核保有国の指導者がコロナに感染した。また、2020年3月には、米海軍原子力空母「セオドア・ルーズベルト」艦内で集団感染が発生し1人が死亡する事件が起きた<sup>75</sup>。2020年11月には、米海軍艦誘導ミサイル駆逐艦「マイケル・マーフィ」でも集団感染が発生し、ともに乗組員の4分の1近くが感染したというニュースも流れた<sup>76</sup>。パンデミックが核兵器の指揮系統に混乱を生む可能性も十分にあり得ることが示されたのである。またロシアと北朝鮮のハッカーが新型コロナワクチン製造会社を狙っているとの報道もされた<sup>77</sup>。

そういった中で、核軍縮の分野において、昨年10月24日に核兵器禁止条約（TPNW）の批准国が50カ国に達し、発効の要件を満たしたことで、2021年1月22日に条約の発効が決定したことは、画期的であった。コロナ禍にあっても、核軍縮への動きは着実に非核保有国の中で進められていることも示されたことになる。

このように、パンデミックは、核軍縮・不拡散に不確実で複雑な影響をもたらす。特に、米中関係が緊張関係にあり、北朝鮮の非核化が停滞している今、北東アジアにおいて、パンデミックが核リスクにどのような影響を与えるかは、深刻な問題である。北朝鮮におけるパンデミックの状況も地域における核情勢に深刻な影響を与えうる。このような不確実で複雑な状況に有効な手法として、RECNAでは「シナリオ・プランニング手法」に注目した。パンデミックと核問題、特に北東アジアにおける核リスク低減に向けて、示唆を得ることを目的として、「シナリオ・プロジェクト」を立ち上げたのである。

---

<sup>74</sup> 武見綾子、「安全保障としての国際感染症対策—歴史的経緯の分析に基づく論点の提示—」、東京大学未来ビジョン研究センター、IFI Working Paper No. 3, 2020年5月。<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/WP003.pdf>

<sup>75</sup> 渡辺丘、「米原子力空母で初の死者、感染者は585人に」、朝日新聞、2020年4月14日。<https://digital.asahi.com/articles/ASN4G0DN0N4FUHBI03J.html>

<sup>76</sup> CNN ジャパン、「米海軍艦でコロナ集団感染が発生、乗組員の4分の1に拡大」、2020年11月20日。<https://www.cnn.co.jp/usa/35162745.html>

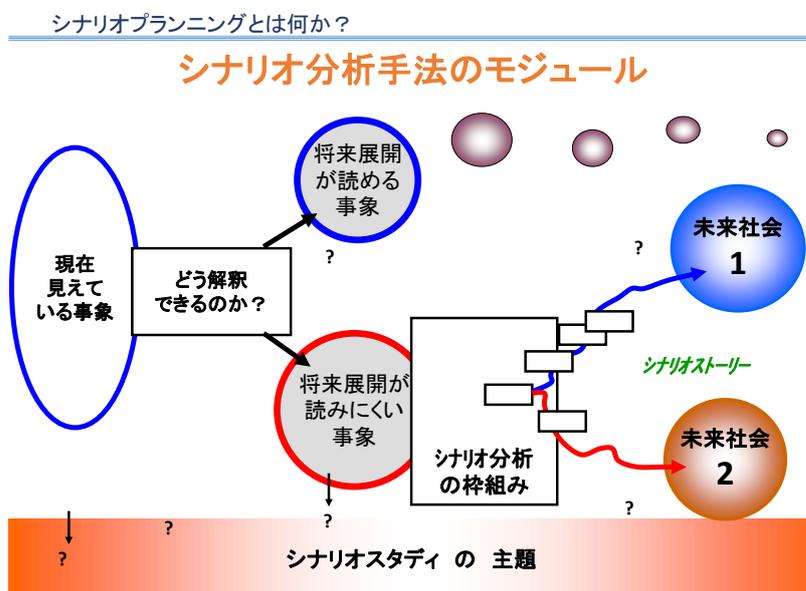
<sup>77</sup> Zack Whittaker、「ロシアと北朝鮮のハッカーが新型コロナワクチン製造会社を標的にしているとマイクロソフトが指摘」、2020年11月14日。<https://jp.techcrunch.com/2020/11/14/2020-11-13-microsoft-russia-north-korea-hackers-coronavirus-vaccine/>

## 2. シナリオ・プロジェクトの概要と4つのシナリオ

### (1) シナリオ・プランニング手法とカギになる質問

「シナリオ・プランニング」手法は、将来起こり得るあらゆる環境変化を想定し、どのような未来があり得るかについてグループごとに議論を重ね、複数のシナリオを作成する、ワークショップ方式の未来探索手法である（図－1）。不確実な未来に備えた戦略の策定に有効と言われており、企業の経営戦略に広く用いられるようになった<sup>78</sup>。また、国際政治や安全保障政策にもシナリオ・プランニング手法が用いられることも多く、不確実な未来を探索する手法として注目されている<sup>79</sup>。

図－1 シナリオ・プランニング手法とは



出所：角和昌浩、「シナリオプランニング：パンデミック時代の核問題 と市民社会の役割」、2020年5月19日。

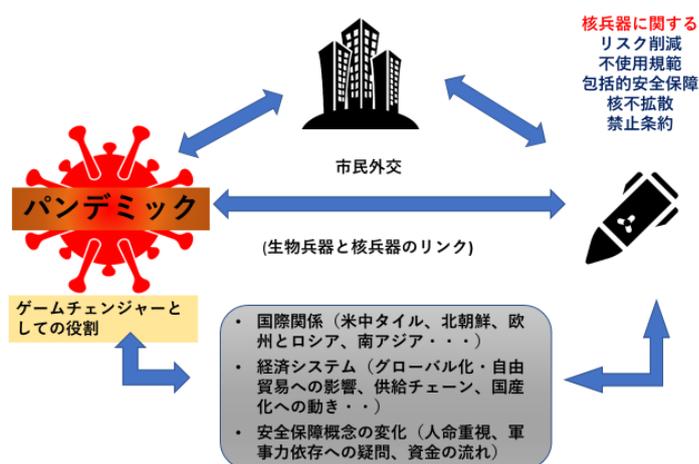
シナリオ・プランニングでは、重要な「鍵になる課題」を策定し、それに関連する「重要で不確実な要因」を選定する。専門性、年齢、性別、地域別に偏らないようなバランスに配慮した参加者と熟練したファシリテーターにより、ワークショップ形式で、シナリオを

<sup>78</sup> 梅澤高明、「最強のシナリオ・プランニング—変化に対する感度と柔軟性を高める『未来の可視化』」、東洋経済新報社、2013年10月。ウッディ・ウエイド著、野村恭彦訳、「シナリオ・プランニング—未来を描き、創造する」、英治出版、2013年11月、などを参照。

<sup>79</sup> J. Peter Scoblic and Philip E. Tetlock, “A Better Crystal Ball: The Right Way to Think About the Future”, *Foreign Affairs*, November/December 2020, Vol. 99, No. 6, pp. 10-18.

作成していく。パンデミックと核リスクについての関係（図-2）を踏まえて、本「シナリオ・プロジェクト」では次のような「鍵になる課題」を設定した。

図-2 パンデミックと核リスクの概念図



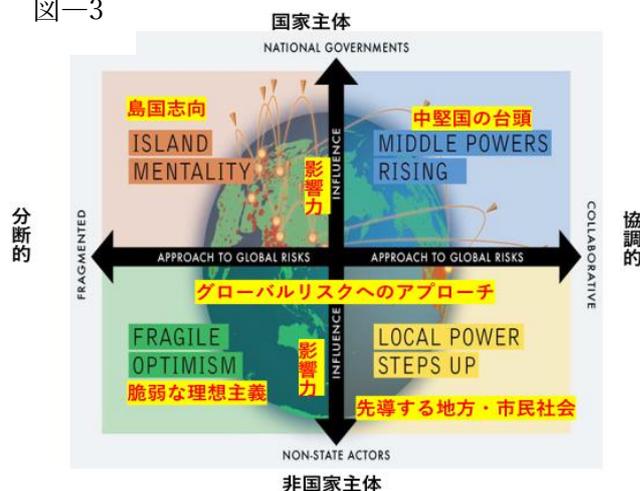
「鍵になる課題」：

**核兵器のリスク削減や核軍縮を進めるために、北東アジアにおける政府、市民社会、民間事業者にとって、地球規模のパンデミックはどのような機会を与えるか？**

鍵になる課題として注目した点は、北東アジアにおいて核兵器（核戦争）のリスク削減と核軍縮を進めることを本プロジェクトの規範的目標とし、特に市民社会（地方自治体、NGO、専門家コミュニティ等）や民間事業者にも注目した点である。

(2) 4つの将来：2030年までのシナリオ

図-3



鍵になる課題に答えるべく、未来にとって重要で不確実な要因として、(1) 将来により影響力を持つのは「国家主体」か、「非国家主体」か、(2) グローバルリスクへのアプローチとして、より「協調的」か、「分断的」か、の2つの軸を選んだ。その2つの軸により、4つの未来のシナリオが描かれた。(図-3)

2030年における4つの未来とそのシナリオ概要は以下の通りであった。

- ・ **中堅国家の台頭**（影響力：国家主体、グローバルリスクへのアプローチ：協調的）  
主権国家の政府が影響力の中心であり、グローバルリスクへのアプローチは協調的である。コロナ・パンデミックは、パンデミックや気候変動のような重大なリスクに対処するために、グローバルな多国間協力がいかに重要な役割を果たすかを我々に新たに認識させた。従来の超大国によるリーダーシップの不在を「中堅国」が埋めるようになる。
- ・ **先導する地方・市民社会**（影響力：非国家主体、グローバルリスクへのアプローチ：協調的）  
権力と影響力の中心が非国家主体にシフトし、課題へのアプローチは協調的なものとなる。このシナリオでは、国家主体単独では対処することができない、より切迫感を増す重要課題に対して、ボトムアップによる取り組みを先導するために、地方自治体と市民社会が新たな役割を果たすことを想定している。
- ・ **島国志向**（影響力：国家主体、グローバルリスクへのアプローチ：分断的）  
このシナリオでは、国家主体が影響力の主な推進役となるが、パンデミックや核抑止力のようなグローバルなリスクへのアプローチは分断的となる。世界中でナショナリズムが復活したことで、緊張感が高まり、不安定感や戦争への恐怖心も増大している。
- ・ **脆弱な理想主義**（影響力：非国家主体、グローバルリスクへのアプローチ：分断的）  
国家主体の役割が低下し、都市や市民社会組織を含む非国家主体がその空隙を埋めるべく活動を開始する。しかし、これらのグループ間の調整不足により、互いの活動の方向性に食い違いが発生するケースが多く生じる。

### 3. シナリオに基づく提言

以上の4つのシナリオに基づき、ワークショップでは、どのシナリオに対しても有効な施策を検討して、次の3つのカテゴリーで16の提言をまとめた。詳細は報告書にゆだねるが概要は以下の通り。

- ① 政策参加と決定プロセスの改善について：核軍縮政策への非政府機関や若者のさらなる参加を促進するなど3つの提言。

- ② 国際政治・地政学から見た提言：北朝鮮問題の解決、平和首長会議など都市間のネットワーク拡大、核ホットラインの設置など7つの提言。
- ③ 先端技術に関する提言：安全保障と AI 等先端技術に関する提言、科学技術面での国際協力の促進、デジタル社会におけるデータ収集・管理改善、など6つの提言。

これらの中から、パンデミックの教訓から得られた核軍縮分野への重要な提言を3点紹介する。

#### ① 核政策への新たなアクターの参加に関する提言

パンデミック、気候変動、核戦争といったグローバルなリスクに対し、大国だけ、国家主体にだけ依存していても解決が困難である、ということが明らかとなりつつある。中堅国家・非核保有国と被爆者団体や ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）をはじめとする市民社会が核兵器禁止条約成立までの先導役を果たしたように、そしてパンデミックでは科学者コミュニティや地方自治体が活躍したように、今後は核軍縮分野でも非政府機関、若者のさらなる参加促進が求められる。地方の都市間のグローバルなネットワークを拡充し、核軍縮政策や活動への参加を促進することも有効と考えられる。パンデミック・気候変動など、地球全体にかかわる重要課題に共通する「プラネタリー・ヘルス」（長崎大学が提唱）のような概念を活用して、他分野の関心層との協力をさらに促進させるべきだ。

#### ② 国際政治・地政学から見た提言

北東アジアにおける核戦争リスクは、他の地域に比べても最も高い地域と考えられる。核リスク低減に向けて、具体的な方策を地域の国々や市民社会が今すぐにでも取り組むことが必要だ。具体案として、まず地域国家間で、核危機に対するホットラインの設置が検討されるべきだ。また、不安定な地域で核物質の在庫量も多い地域として、核物質の貯蔵・管理についてさらなる強化が求められる。北朝鮮との非核化交渉は、米国と北朝鮮の対話促進を地域諸国で支援し、その土壌を醸成する意味でも、市民社会が北朝鮮との交流を促進するなど、市民外交が積極的な役割を果たすことができる。

外交交渉としては、朝鮮半島の非核化から北東アジア非核兵器地帯構想までを視野にいった、地域における新たな安全保障構想や信頼醸成の仕組みを構築していくことが求められる。北東アジアにおける通常兵器の軍拡状況を逆転させ、あらたなミサイル防衛や中距離ミサイルの配備を阻止する方向で、国際対話が進められるべきだ。パンデミックを契機に「北東アジア公衆衛生イニシャティブ」を地域諸国が立ち上げて国際協力を進めることも検討に値する。パンデミックの教訓は、国際協力なしにはグローバルな問題の解決は不可能である、ということであり、当然ながら、核リスクの低減、核軍縮・

不拡散分野でも同じことが言える。

### ③ 科学や先端技術に関する提言

最後に、パンデミック、気候変動やもちろんのこと、核軍縮分野においても、「科学」の役割が極めて重要であり、科学分野の国際協力、政策決定への科学的助言の重要性がもっと認識される必要がある。パンデミックの教訓の一つとして、新型コロナウイルスの遺伝子解析情報や感染症対策、さらにはワクチン開発において、国際的な科学者コミュニティの協力が極めて大きな役割を果たしてきている。科学には国境がないはずであり、これを阻害するような一国主義や島国志向は、グローバルなリスクへの対応に大きな障害となりうる。核軍縮分野においても、科学者コミュニティの協力や科学的助言機能の強化を図っていくことが求められる。

次に、デジタル技術の活用と負の影響への対策である。この分野では民間企業の役割が重要だ。パンデミック対応において、デジタル技術は感染状況の把握など、極めて有効な手段として、活用されてきた。核危機においてもデジタル技術は有効に活用できる可能性がある。また、AI やサイバーといった「破壊的技術」の軍事転用防止策、特に核兵器システムに及ぼすリスクについて、早急に核保有国、関連諸国で情報共有と有効なリスク低減策の対話を始めることが求められる。

## おわりに：「分断」から「協調」へ

新型コロナウイルスのパンデミックは、国際社会の秩序を大きく変えようとしている。パンデミック、気候変動と同様、核兵器のリスクは、人類を滅亡させかねない実存する脅威として、国際社会は新たな対応を迫られている。これらのグローバルリスクに対し、「国際協調」に向かうのか、「分断」に向かうのか。国際社会は今、まさにその分岐点に立たされているといえる。今回の「シナリオ・プロジェクト」で示された4つのシナリオは、「分断」に向かった場合の困難な未来を示唆しており、一方国際協調の重要性と、新たな先導役としての「中堅国家」や「市民社会」の台頭が求められていることを示唆している。

核リスクの低減にむけて、今何ができるのか。この「シナリオ・プロジェクト」では、パンデミック対応からの教訓を踏まえて、従来型の核軍縮・不拡散政策への提言のみならず、新たなアクターの参加や、新たな国際協力のアプローチ、科学・技術の視点からの提言が出された。核兵器禁止条約の発効を機に、このような新たな核軍縮・不拡散へのアプローチを検討するうえで参考になれば幸いである。

## 第6章 被爆地の新たな役割：「人類の安全保障」のためのネットワークハブに

吉田 文彦

### はじめに

「被爆者と被爆地長崎の市民は、原爆被爆の悲惨な体験をもとに、長崎を最後に二度と核兵器による悲劇が繰り返されないよう、核兵器のない世界を実現したいと願っています」  
「長崎市では、核実験への抗議や平和宣言などで核兵器廃絶のアピールを行い、原爆展などを通じて核兵器の非人道性を訴え、同じ被爆地の広島市や国内外の平和を希求する市民と連携を図り、核兵器のない世界を目指して核兵器廃絶に取り組んでいます」——長崎市のホームページにはそう記されている<sup>80</sup>。戦争被爆から三四半世紀余りがたって、なんとか核兵器禁止条約（TPNW）発効にまでたどり着いた原動力は、「被爆者と被爆地」であることは間違いないだろう。だが、つらい現実ではあるが遠くない将来に、被爆者のいない時代を私たちは迎えなくてはならない。その反射的效果によって、自治体・長崎市だけでなく、「被爆地」総体の役割に新たな期待がかかり、責任も高まることだろう。被爆者に頼れなくなる被爆地は今、核廃絶の実現に向けて、被爆者と一緒に何に思いをはせ、何を進めていけばいいのか。長崎から考えてみることにする。

### 1. 歴史体験踏まえた人道主義

まずは改めて、数字に語ってもらうことから始めたい。長崎で炸裂した原爆のせいで、計979名の長崎医科大学（附属医学専門部，附属薬学専門部を含む）の学生、教職員が犠牲となった。その悲痛な体験を受けて、1949年の国立学校設置法に基づいてスタートを切った新制・長崎大学は、次のような「大学の理念」を打ち出した。

長崎大学は、「出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐ」とともに、「宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う」と宣言。さらに、「蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的発展に貢献する」<sup>81</sup>と強調している。

ここでいう「宗教や科学における非人道的な負の遺産」は何を意味するのか。もちろん後

---

<sup>80</sup> 出典は以下の、長崎市の平和・原爆に関するサイト

<https://nagasakipeace.jp/japanese/abolish.html>

<sup>81</sup> 長崎大学の「理念」以下のサイトに掲載

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html>

者は原爆被害の体験であり、前者はキリスト教徒の弾圧である。時を経ても決して忘れてはいけない非人道的な負の遺産に、歴史的には直近の経験だった原爆被害だけでなく、何世紀にもわたるキリスト教徒弾圧も加えることで負の遺産からの学びの幅を広げ、地域と国際社会の平和的発展に貢献する決意を示したと言えるだろう。それはまさに、人類が非人道的行為と決別し、人道主義の透徹に向けて進化していくことへの貢献を誓ったものと解釈できるだろう。

何が「人道」に反するのかは、その時代、その土地によって異なる場合がむしろ多いので、現在の「人道」感覚、とりわけ今の国際人道法を尺度に人道、非人道の判断を下す試みには慎重を要することが少なくない。それでも、長崎が経験した戦争被爆とキリスト教徒弾圧というふたつの負の遺産は、被害と加害の違いこそあれ、世界史に残る非人道的な負の遺産と認識すべきだろう。長崎大学はこうした負の遺産から学びとりながら、「人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志」に基づく教育・研究の進化を目指してきた。今後もそうした人道主義に根差したビジョンを掲げ続けることだろう。

学府としての長崎大学が学びの場として、重い責任を持ち続けているのは論を俟たない。ただ、非人道的な負の遺産から新たな未来を拓こうとする長崎の存在意義はもちろん、長崎大学という枠にとどまるものではない。稀有な歴史的背景を考えると、長崎という街そのものが負の遺産に関する学びの場であり、学びを継承して、新たな未来を拓くメッセージを発していける場所でもあると考えられる。

だからこそだろう。この街が作家の林京子、青来有一のような原爆文学の重鎮を輩出し、遠藤周作が長崎でのキリスト教弾圧を題材にした『沈黙』を世に送り出した。さらには、数々の逆風に直面しつつも、粘り強く、原爆に関する「平和教育」が継続されてきた。被爆の実相に関する学校外での学びも、被爆者が加わった市民活動の活発化とともに輪が広がってきた。そして、「各宗教間の連絡調整を図り、宗教交流と平和運動への連帯を計ること」を目的に、全国でも唯一と言われる長崎県宗教者懇話会がこの地に設立された。同懇話会のサイトには「いま、長崎では互いの壁を超えた宗教者の交流が進んでいて、その機能は未来世界への縮図とも言えるような可能性を秘めているように思われます」と記されている<sup>82</sup>。実にさまざまな学びの要素が凝縮された街であることは間違いないだろう。世界史に残るほどの負の遺産を複数経験してきた街だけに、負を正に転換していく想像力や行動力が息づいていることも実感する。

2019年に教皇フランシスコが長崎を訪れた時に発した「核兵器についてのメッセージ」には、「ここは、核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人である町」

---

<sup>82</sup> 長崎県宗教者懇話会のサイトから引用。

[http://www.feature.jp/ngs\\_shukon/index2.html](http://www.feature.jp/ngs_shukon/index2.html)

とあり<sup>83</sup>、『核兵器が』とより限定した形で、長崎の町を『証人』と位置づけ」たのも<sup>84</sup>、非常に印象的である。教皇フランシスコの真意を明確に知るすべは持たないが、核廃絶への取り組みへの願いを被爆者だけでなく被爆地に託したかのようにも思える。

## 2. 「人類の安全保障」確保へのチャレンジ

さて世界は、法的拘束力を持つのは締約国だけとの現実を抱えながらも、TPNW が国際法として存在する時代を迎える。被爆地・長崎は今、核廃絶の実現に向けて、被爆者と一緒に何に思いをはせ、何を進めていけばいいのだろうか。

たとえば、引き続き核廃絶を世界にアピールしていくこと。核兵器は禁止すべきものとの国際規範を確立してくために、TPNW の締約国を増やすべく、国内外の世論をもっと盛り上げること。若い世代に被爆の実相をきちんと伝承して、戦争被爆の記憶が風化しないように努力すること。TPNW に背を向ける日本政府に、「核の傘」依存が唯一無二のような思考を改めて、核廃絶に向けてもっと積極的な外交を展開するよう促していくこと。そのいずれもが重要案件であり、どれも手を緩めるわけにはいかない。TPNW 発効を契機にさらに知恵を絞り、それぞれの案件で事態の好転を図っていく必要がある。

ただ、「核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人」であるこの街は、この長崎は、TPNW のある時代において、さらに深いところで世界各地の人々とつながり、歴史を動かしていくチャレンジをしてもいいのではないだろうか。具体的には、TPNW 前文に記された「すべての人類の安全保障」(security of all humanity) という考え方、言い換えれば 21 世紀に必要な平和の考え方をグローバルに広げ、同じ人類として世界各地の人々が共有可能・持続可能な平和の構築と一緒に考えていくことに、果敢に挑戦してみてもいいのではないだろうか。

「すべての人類の安全保障」と言われても、すぐ胸に響かない長崎市民の方が現段階では圧倒的に多いのが実情かと推察されるが、TPNW の前文第 3 項は、「事故、誤算または設計による核兵器の爆発から生じるものを含め、核兵器が継続して存在することがもたらす危険性に留意し、また、これらの危険性がすべての人類の安全保障に関わること」であるとの危機意識を表明している。これは、どういうことか。

核の危険性をめぐる問題は、核抑止に象徴されるように、国家を単位とした安全保障論で議論されることが多い。しかし、核抑止が崩れて核兵器が使用されると、標的地での壊滅的、非人道的被害に加えて、その影響は国境を越え、世界に拡大する恐れがある。仮に「限定核

---

<sup>83</sup> 教皇フランシスコの「核兵器についてのメッセージ」全文は以下に掲載

<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19818/>

<sup>84</sup> 四條知恵「長崎のカトリック教会における教皇フランシスコ来訪の影響」『レクナ・ポリシーペーパー9 号 教皇フランシスコ：被爆地からの発信』、長崎大学核兵器廃絶研究センター、2020年2月、p.16.

戦争」であっても、「核の冬」現象による急速な気候寒冷化、農業生産低下による飢餓の拡大、環境破壊や環境汚染で地球規模の惨事が起きうとの予測が示されている<sup>85</sup>。こうしたハイリスク状況を踏まえたがゆえに、核兵器禁止条約は旧来型の国家安全保障ではなく、「すべての人類の安全保障」という概念のもとでの核廃絶と人間の安全保障、持続可能な発展などをめざす方向を打ち出したと考えられる。

TPNW 発効を前にして世界は、新型コロナウイルス感染がパンデミック化するという緊急事態に直面した。一見、TPNW とパンデミックは関係が薄いように見えるが、実はパンデミックが現実化したことで、「すべての人類の安全保障」という概念がさらに重要な意味合いを持つようになったようにも思える。すなわち、グローバル化した国際社会では、核、気候変動、感染症などの国境横断的なリスクが連動する形で存在することにより、鮮明かつ「リアル」になったのである。

たとえば、①気候変動の激化は感染症の拡大や紛争要因の増加といったリスクにつながる、②感染症の拡大は、グローバル化や国際秩序における地殻変動、ナショナリズムの台頭など、想定外の悪影響を及ぼす可能性がある。感染症が生物兵器によるものであれば核使用による報復リスクが高まる。そして、③核戦争は地域的なものであっても気候変動（地球寒冷化）を誘発し、飢餓に加えて、医療崩壊が世界各地で起きる中で手に負えない感染症の蔓延、さらにはパンデミック化をもたらす危険もある。こうした国境横断的なリスクの連動を回避するためにも、「すべての人類の安全保障」の視点からこうしたリスク群に包括的に取り組んでいく必要性が高まったと考えられる。

このような新しい「リアル」は、核兵器の現在・未来と直結している。核使用リスクを下げて核廃絶を目指すうえで、上記のように気候変動、パンデミック対策を並行して進める重要性も高まってきている一方で、核使用リスクを消滅させる核廃絶を地球環境を守りぬく必須条件ととらえ直すことも可能だろう。同時に、核廃絶、気候変動防止は手に負えない感染症のパンデミック化回避にも大いに貢献することだろう。

そこで、こんな風に考えてみる。「すべての人類の安全保障」を核、環境破壊の問題だけでなく、パンデミックからも私たちを守る考え方も含むと解釈・再定義する。そのうえで、核廃絶、地球環境、パンデミックを考える人が、自分の最も関心ある分野だけに集中するのではなく、実は深くて広いつながりを持つ他分野にも関心を持つ形で（たとえば、気候変動防止を求める人々の多くが、核廃絶も求めたりして）、核廃絶、地球環境保全、パンデミッ

---

<sup>85</sup> たとえば、インド・パキスタンによる地域的核戦争による影響を分析したものとして以下が代表的な論文のひとつである。

Owen B. Toon, Charles G. Bardeen, Alan Robock, Lili Xia, Hans Kristensen, Matthew McKinzie, R. J. Peterson, Cheryl S. Harrison, Nicole S. Lovenduski and Richard P. Turco, "Rapidly Expanding nuclear arsenals in Pakistan and India portend regional and global catastrophe", *Science Advances*, October 2, 2019. <https://advances.sciencemag.org/content/5/10/eaay5478>

ク防止を促す市民社会のパワーが好循環をつくり出していく。それを実現できれば、「すべての人類の安全保障」をめぐる全体状況にも大きなプラスの影響を及ぼしうるだろう<sup>86</sup>。

### 3. 被爆地がグローバルなネットワークハブに

では、「すべての人類の安全保障」のために長崎は、どんな役割を担っていけばいいのか。さまざまなアプローチが可能だろうが、効果的な選択肢のひとつと考えられるのが、長崎の呼びかけで、「すべての人類の安全保障」のためのグローバルなネットワークを構築し、長崎がそのハブ（活動拠点）の役割をになうことである。

長崎の自治体や大学、NGOの参加が望まれるところだが、巨大なお城を構築するようなイメージでなく、小さなテントをネットワークでつなげて、お城よりはるかに効率的、効果的に目標に近づいていくといったイメージの方が適切だろう。参加するのは、核廃絶、地球環境保全、パンデミック防止を促す、大学を含む市民社会や自治体で、場合によっては国が加わるのも悪くはない。長崎大学が河野茂学長の主導で進めている「プラネタリーヘルス」（地球の健康）への挑戦も、大いに貢献できる場面があるだろう<sup>87</sup>。

ネットワークは多くの人たちが個々に持続可能な形で参加できるような様式にして、賛同・行動の輪を広げていくことが大切だ。リモートワークの有効性の経験を活かして、長崎にいない世界各地の人々が共同作業できる仕組みをつくりあげ、子育てするお母さん、お父さんたちも自分たちの可能な形で参加できるようにしていけばいい。クラウドファンディングも含めて浄財の提供を国内外に呼びかけ、多様な人材も招聘して、事務局を長崎におくのがいいだろう。小さく産んで大きく育てる方法もあるだろうし、オバマ元米国大統領に代表になってもらって、いきなり大きなネットワークとしてスタートするといったビジョンを持つのもいいだろう。

オバマ政権で国務省政策企画部長という要職をつとめたアン＝マリー・スローター氏は、国務省入りする直前、プリンストン大学ウッドロー・ウィルソン公共・国際問題大学院学院長だった時に、「21世紀の国家パワーはいかにネットワークを形成するかで決まる——新時代におけるアメリカ優位の源泉」（邦題）と題した論考を執筆した。

この中で、「問題を前にして、誰と連帯してどのような措置をとるべきか。この点を理解していることが21世紀における外交の要諦である」としたうえで、「現在の世界では、いかに他とつながっているかでパワーが左右される」と論じた。さらに、「どれだけネットワークを持っているかによってパワーが決まるとすれば、リーダーシップの本質は共有する問

---

<sup>86</sup> 本ポリシーペーパーの第5章「パンデミックと核軍縮」は主に、核リスクとパンデミックリスクの連動について分析している。

<sup>87</sup> 長崎大学の「プラネタリーヘルス」についての説明は以下

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/planetaryhealth/>

題を解決するために、いかにネットワークを形作っていくかにある」<sup>88</sup>と強調した。

トランプ政権はこうしたネットワークパワーと逆行する形となったが、スローター氏のネットワークパワー論は国家のパワーに限定されたことではない。自治体や大学を含む市民社会もネットワーク形成によって問題解決能力を高め、リーダーシップを発揮できる。であるならばなおのこと、「すべての人類の安全保障」のためのネットワーク形成を長崎が呼びかけて、ハブがパワーアップできれば、こうしたネットワークがより効果的に作用すると期待できる。

もちろん、被爆地の最大の使命は戦争被爆の実相を伝承し、核廃絶の必要性を強く求めていくことである。その基軸は揺らがない方がいい。そのうえでの話という文脈で考えると、「長崎を最後に」との思いをよりしっかりと現実世界に打ち込んでいくには、核廃絶、地球環境保全、パンデミック防止を促す市民社会のパワーが連携し連動して、より良い結果をもたらす相乗効果を生み出していくことが重要な選択肢と考えられる。



以上のような新たなネットワーク構想に思いをはせるきっかけとなったのは、2020年4月にコロナ禍のために長崎原爆資料館が臨時閉館された時に、同館の玄関に示された以下のようなメッセージだった。

「被爆から75年 長崎からのメッセージ」

核兵器、環境問題、新型コロナウイルス…  
世界規模の問題に立ち向かう時に必要なこと  
その根っこは、同じだと思います。

自分が当事者だと自覚すること。  
人を思いやること。結末を想像すること。  
そして行動に移すこと。

被爆75周年の今年、

---

<sup>88</sup> アン＝マリー・スローター「21世紀の国家パワーはいかにネットワークを形成するかで決まる——新時代におけるアメリカ優位の源泉」（邦訳）『Classic Selection 2009』、フォーリンアフェアーズ・ジャパン、2009年。論文全文は以下に掲載

[https://www.foreignaffairsj.co.jp/articles/200902\\_slaughter/](https://www.foreignaffairsj.co.jp/articles/200902_slaughter/)

同論文の原文は以下に掲載

<https://scholar.princeton.edu/sites/default/files/slaughter/files/americasedgefa.pdf>

さあ、一步を踏み出しましょう!<sup>89</sup>

核兵器、気候変動などの地球環境問題、そして新型コロナウイルスのみならず、今後も新たに襲ってくるのが警戒されるパンデミック。こうしたグローバルリスクを抑えていくことこそが、「すべての人類の安全保障」の根底にある行動原理である。だからこそ、問題の「根っこ」に立ち返って、いずれのグローバルリスクにも同時並行で対処していくために、「自分が当事者だと自覚すること／人を思いやること／結末を想像すること／そして行動に移すこと」の四原則を踏まえたネットワークづくりが重要度を増すように思える。

個人的な感想ではあるが、このメッセージを書き下ろした市役所の知恵に敬服する。臨時閉館というつらい決断に落ち込むだけで終わらず、逆風を受けながらもうまく帆を操って、新たな発想で先に進もうとする力に、感銘を受けたのが昨日のここのようである。

巨大なスケールの逆風は、思春期の若者にとっていかにつらいものか、親の世代の想像をはるかに超えているかも知れない。だが、そんなコロナ禍の中にあっても、未来世代が次々と育ってきている。紙幅の都合で一例しか紹介できないが、長崎県、長崎市、長崎大学の三者で構成する核兵器廃絶長崎連絡協議会<sup>90</sup>が主催する人材育成プロジェクト「ナガサキ・ユース代表団」<sup>91</sup>のメンバーの一人（長崎大学多文化社会学部一年生）は、次のような自己紹介をユースのウェブに寄せている。

現在コロナウイルス感染対策としてマスクをつけることが常識となりました。これはウイルスによって自分の命が脅かされるという危機感からくる行動だと思います。核兵器も同じく、私たちの日常を脅かす存在であり、放っておけば、私たちがいつヒバクシャになってもおかしくない世界で生きていることを自覚し、行動する必要があります。私は、マスクをつけることと同じように核兵器問題をはじめ多様な社会問題に興味を持つことの常識化、さらには関心を持つきっかけを与えられる人材になりたいと考えています<sup>92</sup>。

「被爆から75年 長崎からのメッセージ」にも、このユースメンバーの志にも、長崎ならではの大きな潜在力を感じないだろうか。本稿の冒頭で引用した長崎大学の理念の中には、そこでも引用したように、「出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受

---

<sup>89</sup> 「被爆から75年 長崎からのメッセージ」は以下に全文と関連情報

<https://nagasakipeace.jp/japanese/info/81.html>

<sup>90</sup> 核兵器廃絶長崎連絡協議会のホームページ

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/pcu>

<sup>91</sup> ナガサキ・ユース代表団に関する説明、情報は以下

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nagasaki-youth>

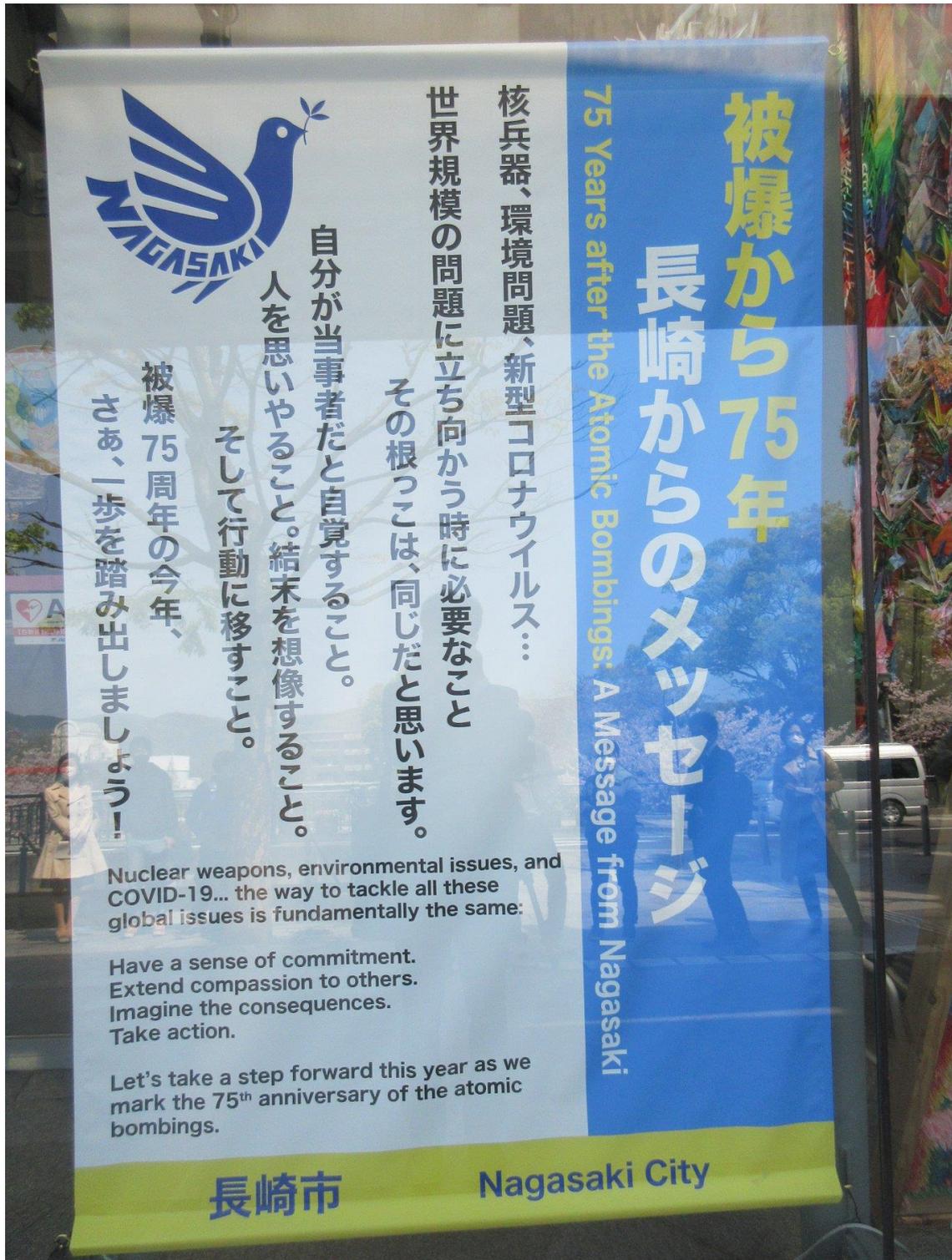
<sup>92</sup> 引用したものも含め、ナガサキ・ユース代表団メンバーの自己紹介は以下

[https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/9th\\_members\\_j.pdf](https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/9th_members_j.pdf)

け継ぐ」ことも含まれている。負の遺産から学び、行動することは長崎の特色だが、「進取の精神」を伝統にしてきた土地であることも深く胸に刻んでおきたい。

あと 24 年余りで、被爆一世紀を迎えることになる。できるだけ多くの被爆者の方々に、あれから 100 年後の世界、そして長崎を見届けていただきたい。それまでの期間は、被爆者以外の私たちにとっては、より被爆者から自立した形で歩いていくための大事な学習時間である。2045 年を待たずに核廃絶が実現していれば、それに越したことはない。ただそれでも、いったん廃絶したあとに再核武装する国が出てきたり、新たな核武装国が飛び出してきたりしないように、「長崎を最後に」というメッセージを発し、さまざまな行動を続けていく必要があるだろう。

本稿で記してみた「すべての人類の安全保障」のためのネットワークのハブに長崎がなっ  
てはどうかとの構想はまだ生煮えでしかなく、これ以外の選択肢の方が良いことも大いに  
ありうるだろう。大切なことは、外に開き、外とつながりなる街として培ってきた『進取の  
精神』と、複数の「非人道的な負の遺産」からの学びを基盤にして、「人々が『平和』に共  
存する世界を実現するという積極的な意志」を持ち続け、そして行動につなげていくこと  
である。それが、世紀をまたいで歴史が長崎に残した、壮大な宿題のように思える。



長崎原爆資料館の正面玄関に掲げられたメッセージ  
(撮影：長崎市)

## 資料

核兵器の禁止に関する条約

## 核兵器の禁止に関する条約（暫定的な仮訳）

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

あらゆる核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮し、したがって、いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要であることを認識し、

事故、誤算又は設計による核兵器の爆発から生じるものを含め、核兵器が継続して存在することがもたらす危険に留意し、また、これらの危険が全ての人類の安全に関わること及び全ての国があらゆる核兵器の使用を防止するための責任を共有することを強調し、

核兵器の壊滅的な結末は、十分に対応することができず、国境を越え、人類の生存、環境、社会経済開発、世界経済、食糧安全保障並びに現在及び将来の世代の健康に重大な影響を及ぼし、及び電離放射線の結果によるものを含め女子に対し均衡を失した影響を与えることを認識し、

核軍備の縮小が倫理上必要不可欠であること並びに国家安全保障上及び集団安全保障上の利益の双方に資する最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持することの緊急性を認め、

核兵器の使用の被害者（被爆者）が受けた又はこれらの者に対してもたらされた容認し難い苦しみ及び害並びに核兵器の実験により影響を受けた者の容認し難い苦しみに留意し、

核兵器に関する活動が先住民にもたらす均衡を失した影響を認識し、

全ての国が、国際人道法及び国際人権法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別の規則、無差別な攻撃の禁止、攻撃における均衡性及び予防措置に関

する規則、その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える武器の使用の禁止並びに自然環境の保護のための規則に立脚し、

あらゆる核兵器の使用は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則、特に国際人道法の諸原則及び諸規則に反することを考慮し、

あらゆる核兵器の使用は、人道の諸原則及び公共の良心にも反することを再確認し、

諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎しまなければならないこと並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくして促進されなければならないことを想起し、

また、1946年1月24日に採択された国際連合総会の最初の決議及び核兵器の廃絶を要請するその後の決議を想起し、

核軍備の縮小の進行が遅いこと、軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン及び政策において核兵器への依存が継続していること並びに核兵器の生産、保守及び近代化のための計画に経済的及び人的資源が浪費されていることを憂慮し、

法的拘束力のある核兵器の禁止は、不可逆的な、検証可能なかつ透明性のある核兵器の廃棄を含め、核兵器のない世界を達成し及び維持するための重要な貢献となることを認識し、また、その目的に向けて行動することを決意し、

厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備の縮小に向けての効果的な進展を図ることを決意し、

厳重かつ効果的な国際管理の下で全ての側面における核軍備の縮小をもたらす交渉を誠実にを行い、終了する義務が存在することを再確認し、

また、核軍備の縮小及び不拡散に関する制度の基礎である核兵器の不拡散に関する条約の完全か

つ効果的な実施が、国際の平和及び安全の促進において不可欠な役割を果たすことを再確認し、

包括的核実験禁止条約及びその検証制度が核軍備の縮小及び不拡散に関する制度の中核的な要素として極めて重要であることを認識し、

関係地域の諸国の任意の取極に基づく国際的に認められた核兵器のない地域の設定は、世界的及び地域的な平和及び安全を促進し、核不拡散に関する制度を強化し、及び核軍備の縮小という目的の達成に資するとの確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないことを強調し、

男女双方の平等、完全かつ効果的な参加が持続可能な平和及び安全の促進及び達成のための不可欠の要素であることを認識し、また、核軍備の縮小への女子の効果的な参加を支援し及び強化することを約束し、

また、全ての側面における平和及び軍備の縮小に関する教育並びに現在及び将来の世代に対する核兵器の危険及び結末についての意識を高めることの重要性を認識し、また、この条約の諸原則及び規範を普及させることを約束し、

核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他国際的な及び地域的な機関、非政府機関、宗教指導者、議会の議員、学者並びに被爆者が行っている努力を認識して、

次のとおり協定した。

### 第1条 禁止

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、占有し、又は貯蔵すること。

(b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。

(c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。

(d) 核兵器その他の核爆発装置を使用し、又はこれを使用するとの威嚇を行うこと。

(e) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

(f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助を求め、又は援助を受けること。

(g) 自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいずれかの場所において、核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し、又は展開することを認めること。

### 第2条 申告

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、国際連合事務総長に対して申告を行うものとし、当該申告において、

(a) この条約が自国について効力を生ずる前に、自国が核兵器その他の核爆発装置を所有したか否か、占有したか否か又は管理したか否か及び自国の核兵器計画を廃止したか否か（全ての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含む。）を申告する。

(b) 前条(a)の規定にかかわらず、自国が核兵器その他の核爆発装置を所有するか否か、占有するか否か又は管理するか否かを申告する。

(c) 前条(g)の規定にかかわらず、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国によって所有され、占有され又は管理される核兵器その他の核爆発装置が存在するか否かを申告する。

2 国際連合事務総長は、受領した申告の全てを全締約国に送付する。

### 第3条 保障措置

1 次条1又は2の規定が適用されない締約国は、少なくとも、この条約が効力を生ずる時に効力を有している国際原子力機関の保障措置の義務を維持する。ただし、当該締約国が将来追加的な関連文書を採択することを妨げない。

2 次条1又は2の規定が適用されない締約国であって、国際原子力機関との間で包括的な保障措置協定(INFCIRC/153(訂正されたもの))を締結しておらず、また、当該協定を実施していないものは、同機関との間で当該協定を締結し及び実施する。当該協定の交渉は、この条約が当該締約国について効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。当該協定は、この条約が当該締約国について効力を生じた時から18箇月以内に効力を生ずるものとする。当該締約国は、その後は、その義務を維持する。ただし、当該締約国が将来追加的な関連文書を採択することを妨げない。

#### 第4条

##### 核兵器の全面的な廃絶に向けて

1 2017年7月7日後に核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理した締約国であって、この条約が自国について効力を生ずる前に自国の核兵器計画を廃止(全ての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含む。)したものは、当該計画の不可逆的な廃止を検証するため、6の規定に従って指定される権限のある国際的な当局と協力する。権限のある国際的な当局は、全締約国に報告する。前記の締約国は、申告された核物質が平和的な原子力活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことについての確証を与える上で十分な保障措置協定を国際原子力機関との間で締結する。当該協定の交渉は、この条約が当該締約国について効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。当該協定は、この条約が当該締約国について効力を生じた時から18箇月以内に効力を生ずるものとする。当該締約国は、その後、少なくともこれらの保障措置の義務を維持する。ただし、当該締約国が将来追加的な関連文書を採択することを妨げない。

2 第1条(a)の規定にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理する締約国は、それらを運用状態から直ちに撤去し、また、できる限り速やかに、遅くとも締約国の第一回会合が決定する期限までに、自国の核兵器計画の検証されたかつ不可逆的な廃止(全ての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含む。)のための法的拘束力を有し、期限が定められた計画に従い、それらを廃棄する。当該締約国は、この

条約が自国について効力を生じた後60日以内に、全締約国又は全締約国により指定される権限のある国際的な当局に対し、当該計画を提出する。当該計画については、権限のある国際的な当局と交渉し、当該当局により、締約国の次の会合又は次の検討のための会議のいずれか早い時期に開催されるものに、その手続規則に従い、承認のため提出される。

3 2の規定の適用を受ける締約国は、申告された核物質が平和的な原子力活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことについての確証を与える上で十分な保障措置協定を国際原子力機関との間で締結する。当該協定の交渉は、2に規定する計画の実施が完了する日までに開始しなければならない。当該協定は、交渉の開始の日の後18箇月以内に効力を生ずるものとする。当該締約国は、その後、少なくともこれらの保障措置の義務を維持する。ただし、当該締約国が将来追加的な関連文書を採択することを妨げない。この3に規定する協定が効力を生じた後、当該締約国は、国際連合事務総長に対し、自国がこの条に基づく義務を履行した旨の最終的な申告を行う。

4 第1条(b)及び(g)の規定にかかわらず、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいずれかの場所において、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置を有する締約国は、できる限り速やかに、遅くとも締約国の第一回会合が決定する期限までに、当該核兵器の速やかな撤去を確保する。当該核兵器その他の核爆発装置が撤去されたときは、当該締約国は、国際連合事務総長に対し、自国がこの条に基づく義務を履行した旨の申告を行う。

5 この条の規定の適用を受ける締約国は、この条の規定に基づく自国の義務を履行するまでの間、当該義務の実施の進捗状況に関する報告書を締約国の各会合及び検討のための各会議に提出する。

6 全締約国は、1から3までの規定に従い核兵器計画の不可逆的な廃止(全ての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含む。)について交渉し及び検証するための一又は二以上の権限のある国際的な当局を指定する。1又は2の規定の適用を受ける締約国についてこの条約が効力を生ずる前にそのような指定が行われなかった場合に

は、国際連合事務総長は、必要な決定を行うため、締約国の特別会合を招集する。

#### 第5条 国内の実施

1 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。

2 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置（罰則を設けるを含む。）をとる。

#### 第6条 被害者に対する援助及び環境の修復

1 締約国は、自国の管轄の下にある個人であって核兵器の使用又は実験によって影響を受けるものについて、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、差別なく、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、並びにそのような個人が社会的及び経済的に包容されるようにする。

2 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に関連する活動の結果汚染された地域であって、自国の管轄又は管理の下にあるものについて、当該汚染された地域の環境を修復するため必要かつ適切な措置をとる。

3 1及び2の規定に基づく義務は、国際法又は二国間の協定に基づく他国の責務及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第7条 国際的な協力及び援助

1 締約国は、この条約の実施を容易にするため、他の締約国と協力する。

2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、実行可能な場合には、他の締約国の援助を求め及び受ける権利を有する。

3 援助を提供することのできる締約国は、核兵器の使用又は実験によって影響を受けた締約国に

対し、この条約の実施を推進するための技術的、物的及び財政的援助を提供する。

4 援助を提供することのできる締約国は、核兵器その他の核爆発装置の使用又は実験による被害者に対し、援助を提供する。

5 この条の規定に基づく援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関、非政府機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟又は各国の赤十字社及び赤新月社を通じて又は二国間で提供することができる。

6 核兵器その他の核爆発装置を使用し又は実験を行った締約国は、国際法に基づく当該締約国の他の責務又は義務に影響を及ぼすことなく、被害者に対する援助及び環境の修復のため、影響を受けた締約国に対して十分な援助を提供する責任を有する。

#### 第8条 締約国の会合

1 締約国は、この条約の関連規定に従って、この条約の適用又は実施に関する次の事項を含む問題について検討するため及び必要な場合には決定を行うため、並びに核軍備の縮小のために更にとるべき措置に関し、定期的に会合する。

- (a) この条約の実施及び締結状況
- (b) 核兵器計画の検証された、期限が定められた、かつ、不可逆的な廃止のための措置（この条約の追加的な議定書を含む。）
- (c) この条約の規定に基づくその他の事項及びこの条約の規定に合致するその他の事項

2 締約国の第一回会合については、この条約が効力を生じた後1年以内に国際連合事務総長が招集する。締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、更なる締約国の会合は、2年ごとに同事務総長が招集する。締約国の会合は、第一回会合において手続規則を採択する。手続規則が採択されるまでの間、核兵器の全面的な廃絶に向けた核兵器を禁止するための法的拘束力のある文書について交渉するための国際連合会議の手続規則を適用する。

3 締約国の特別会合は、必要と認められるときには、いずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がそ

の要請を支持するときに国際連合事務総長が招集する。

4 この条約が効力を生じた日から5年の期間の満了の後、国際連合事務総長は、この条約の運用及びこの条約の目的の達成についての進捗状況を検討するための会議を招集する。同事務総長は、締約国間において別段の合意がある場合を除くほか、同様の目的を有する検討のための会議を6年ごとに更に招集する。

5 締約国の会合及び検討のための会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合及びその関連機関の関連する主体、その他関連する国際的な機関、地域的な機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟並びに関連する非政府機関をオブザーバーとして出席するよう招請する。

#### 第9条 費用

1 締約国の会合、検討のための会議及び締約国の特別会合の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議にオブザーバーとして参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2 第2条の規定に基づく申告、第4条の規定に基づく報告及び第10条の規定に基づく改正案の配布に当たって国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。

3 第4条の規定に基づいて要求される検証措置の実施に関連する費用並びに核兵器その他の核爆発装置の廃棄及び核兵器計画の廃止（全ての核兵器関連施設の廃棄又は転換を含む。）に関連する費用は、これらの適用を受ける締約国が負担する。

#### 第10条 改正

1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正案については、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、当該改正案全ての締約国に通報し、当該提案を検討すべきか否かについての締約国の見解を求める。締約国の過半数が当該提案を更に検討することを支持する旨を

当該提案の通報の後90日以内に同事務総長に通報する場合には、当該提案は、締約国の次の会合又は次の検討のための会議のいずれか早い時期に開催されるものにおいて検討される。

2 締約国の会合又は検討のための会議は、この条約の改正を合意することができる。改正は、締約国の三分の二以上の多数が賛成票を投ずることによって採択される。寄託者は、採択された改正を全ての締約国に送付する。

3 改正は、当該改正が採択された時に締約国であった国の過半数が批准書又は受諾書を寄託した後90日で、改正の批准書又は受諾書を寄託する締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書又は受諾書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の後90日で効力を生ずる。

#### 第11条 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係当事国は、国際連合憲章第33条の規定に従い、交渉又は当該関係当事国が選択するその他の平和的手段によって紛争を解決するため、協議する。

2 締約国の会合は、この条約及び国際連合憲章の関連規定に従い、あっせんを提供すること、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること、合意された手続に従って解決するための期限を勧告すること等により、紛争の解決に貢献することができる。

#### 第12条 普遍性

締約国は、全ての国によるこの条約への普遍的な参加を目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

#### 第13条 署名

この条約は、2017年9月20日から、ニューヨークにある国際連合本部において、署名のため全ての国に開放される。

第14条  
批准、受諾、承認又は加入

この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。この条約は、加入のために開放しておく。

第15条  
効力発生

1 この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずる。

2 50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

第16条  
留保

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第17条  
有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、この条約の対象である事項に関する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、寄託者に対してその脱退を通告する。その通告には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後12箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該12箇月の期間の満了の時ににおいて武力紛争の当事国である場合には、当該締約国が武力紛争の当事国でなくなるまで、この条約及びこの条約の追加的な議定書の義務に引き続き拘束される。

第18条  
他の協定との関係

この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。

第19条  
寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指定される。

第20条  
正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

2017年7月7日にニューヨークで作成された。

出典：外務省ホームページ  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>

## 著者紹介（執筆順）

### 吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

センター長・教授

1955年京都府生まれ。東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000年より論説委員、論説副主幹。その後は、国際基督教大学（ICU）客員教授、米国のカーネギー国際平和財団客員研究員、笹川平和財団常務理事などを経て現職。大阪大学にて博士号（国際公共政策）。

### 中村 桂子 (NAKAMURA, Keiko)

准教授

2012年4月のRECNA開設にともない、長崎大学に赴任。2012年3月までは特定非営利活動法人ピースデポ（横浜）の事務局長として、核軍縮・不拡散問題に取り組んでいた。

### 広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)

副センター長・教授

専門は国際法、国際機構論。国連開発計画（UNDP）プログラム担当官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、宮崎公立大学教授等を経て、2012年より現職。

### 西田 充 (NISHIDA, Michiru)

客員准教授

外務省軍縮不拡散専門官。外務省にて長年軍縮不拡散分野に従事（2016年～現在まで在米日本国大使館にて軍縮不拡散を担当。2011年～2016年まで軍備管理・軍縮課、2006年～2011年にジュネーブ軍縮会議日本政府代表部、2003年～2005年に不拡散科学原子力課。1997年～1999年には、外務省からミドルベリー国際大学院モントレール校に派遣され、不拡散を専攻）。一橋大学で博士号（法学）取得。

### 黒澤 満 (KUROSAWA, Mitsuru)

顧問

大阪大学名誉教授、大阪女学院大学名誉教授。日本軍縮学会初代会長、核不拡散条約（NPT）再検討会議日本政府代表団顧問、1995、2000、2005、2010、2015。

### 鈴木 達治郎 (SUZUKI, Tatsujiro)

副センター長・教授

1951年生まれ。75年東京大学工学部原子力工学科卒。78年マサチューセッツ工科大学プログラム修士修了。工学博士（東京大学）。2010年1月より2014年3月まで内閣府原子力委員会委員長代理を務めた。核兵器と戦争の根絶を目指す科学者集団バグウォッシュ会議評議員として活動をしている。

RECNA Policy Paper (REC-PP-12)

核兵器禁止条約発効：新たな核軍縮を目指して

著 者 吉田文彦・中村桂子・広瀬訓・西田充・黒澤満・鈴木達治郎

発 行 者 吉田文彦

発 行 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL: 095-819-2164 FAX: 095-819-2165

E-mail [recna\\_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp](mailto:recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp)

Website <https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>

著作権 © 2021 RECNA

発行日 2021年1月21日

I S B N 978-4-910507-02-6

※本電子書籍の出版データの利用に関する権利は、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)に  
帰属しています。本書の無断転載、複製、頒布、公衆送信、翻訳、翻案等を禁じます。

**Research Center for Nuclear Weapons Abolition,  
Nagasaki University(RECNA)**  
長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

---

**1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan**  
〒852-8521 長崎市文教町1-14

---

**TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165**  
**[E-mail] [recna\\_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp](mailto:recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp)**  
**<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>**